

平成19年度 第10回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年11月27日（火）9:15～12:25

場 所：北海道労働委員会会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、林委員、宮田委員、山本委員

（参考人）佐藤浩氣 北海道町内会連合会代表理事

（事務局）川城地域主権局長、井筒地域主権局次長、
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事、
下岡経済部観光のくにづくり推進局主査

○川城地域主権局長：

おはようございます。早朝からありがとうございます。

定刻になりましたので、第10回道州制特区提案検討委員会を開催をさせていただきます。

議事進行につきまして、会長どうぞよろしくお願いいたします。

○井上会長：

おはようございます。前回に引き続き、早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、分野別の協議ということで、2回目になりますけれども、今日検討すべき事項も含めまして、若干これまでの経緯というのを整理させていただきたいと思いますが、お手元に配布されております資料の1をご覧くださいというふうに思います。

これは今回、第2次答申、もう近々にやらなければいけない予定になっているわけですが、分野別、つまりテーマ別ということで、今回は環境・観光・地方自治というものについて分けております。

その中で、第8回、第9回ということで、前回が第9回目でございましたけれども、第8回目にやった部分で、環境で積み残していた部分ということで、土地利用について、審議をさせていただきました。

その後、それらの他の分野と言いますか、テーマで、観光について、ここで関連提案というものでいきますと、この地域限定通訳案内士というようなもの、そして55番の民宿・ファームイン、56番の特定免税店制度、その他を議論してまいりました。

更に下の方に移りますが、75の空港の一括管理、そして92と言いますか、時差の導入で、関連提案ということで⑥のプラチナウィーク（仮称）となっておりますが、その辺りを議論し、更に時間的にはかなり短かったですけれども、地方自治についても、下の方に書いてあります部分について、若干の議論をしたということでもあります。

それでこの中で、前回多々議論いたしましたけれども、前回やった部分で、環境のところの関連提案で言いますと、③の土地利用については、これは進めていこうということでありましたし、また、観光のところでは、先ほど言及いたしましたけれども、地域限定通訳案内士というもの、これについてもということでありました。55の民宿・ファームインの活性化ということについては、もう少し議論が必要ということで、今回は若干、第2次答申に向けての議論はということでは、一応本棚に収めておくということ

にしておきました。特定免税店制度については説明ありましたが、もう少しきちんとした議論が必要ということで、これは第2次答申に織り込むつもりでいますけれども、これについてはもう少し論点を整理してということで、先送りにしている。あとはプラチナウィークについても、これは賛成の意見もありましたが、そう遠くない時期にですね、これもともとの道民の皆さんから提案のありました、時差の導入ということと併せてですね、道民意向調査等々を踏まえて、少し意見を聞いてということにいたしました。それでその上にあります、空港の一括管理というのは、これは少し国を主体に空港の整備を進めるべきだということの強い意見も出ました。ただ、ここの部分については、もう少し時間をかけて、慎重な審議が必要なのではないか、それで私のほうからも、説明に使われたデータ、損益計算ですね、そういったところも含めて、もう少しきちんと言点を整理してということもありまして、また、事務局のほうから、それらを踏まえてですね、もう一度論点整理して、次回にもう一度検討したらということの提案もありましたので、そういう形で收拾をしております。あと地方自治のところにつきましては、一通りの議論をとということもありましたが、かなり表面的な議論であったということと、あとは⑦から⑩、あるいは福士先生からも提案のありました、176の都市再生緊急整備地域の指定ということも踏まえてですね、やはり地域の方々、例えば市町村会うんぬんのところも含めてですね、参考意見をもう少し聴いた上でというような形で、まだここで提案としてあげていこうというふうに明確に決めているものはないということであります。

このような形で進めておりますけれども、今日は一番右端になりますけれども、第10回、これは☆印がついている部分、これはこれまでの議論を踏まえて、答申案ということで、事務局に論点を整理していただきたいというふうにしたもの。ただ1点だけ新しく出るのが、これは観光の観光振興のところの63、外国人人材受入れの促進。これは仕分け作業、特区によるもの、よらなくてもできるものの仕分け作業の時にも、若干意見が出ておったと思っておりますけれども、ここのところも少し、含めてですね、地域限定通訳案内士というところの観光振興特区と抱き合わせでということで、今日改めて事務局から説明をいただくということにしています。そして○がついているところ、今日はその辺りを中心に審議をさせていただきたいというふうに思っているところではあります。

以上のようなところが、これまでの経緯であっただろうというふうに思います。

それで今日はですね、町内会事業法人制度ということで、参考人をお呼びしておりますので、それを10時半ぐらいからやりたいと思っております。その辺りのところ、9時15分から始めてですね、そして10時半でその参考人の意見というものをいただいて、その後また12時近くまで審議をするということで、少し時間の管理が難しいかなと思っておりますけれども、それらの点につきましては、各委員の先生方にご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、実質的な審議に入ってよろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

では、議事の次第に沿ってやらせていただきたいと思ひます。

(1) 分野別審議についてということでありまひす。

それで、先ほど説明しましたけれども、まず最初にその☆印と言ひまひすかね、それ以外のところの付いているところも含めてですね、まず事務局のほうから個別に説明いたひだいて、先生方のご意見をいただくという形で、繰り返ひ審議を進めてまいりたいと思ひ

います。事務局のほうから用意されている資料に基づいて、説明方よろしく願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それではお手元に項目別資料一覧、整理案（答申案イメージ）とその下に検討案とございます。

それです、整理案（答申案イメージ）について、資料2、めくっていただきますと資料2になりますので、順次説明してまいります。

まず資料の2、森林審議会の所掌事務の拡充についてでございます。

これは現状でございますが、森林法68条に基づきまして森林審議会を設置しております。所掌事務は法律の施行に関する重要事項と書いてございますが、明確ではございません。それで、具体的には地域森林計画の樹立や保安林の指定の解除に限定していることから、その他の林務施策に関する事項につきまして、条例に基づきまして北海道森林づくり審議会を設置しておるという状況です。今回改めまして、前回この段階と一緒に、一体化するというところでございましたが、実際には委員の人数、組織、運営事項も法令で規定されており、柔軟な対応ができないという2点の問題意識に沿いまして、課題といたしまして、森林審議会につきまして、いろいろ林業、木材産業の振興などの議論もできるという形で、柔軟にできないかと。また、いろいろ環境問題が注目される中で、2つの審議会があるということにつきまして、これよりも一体的に議論したほうが効率的である。また、ポツの3つ目、都道府県におけます各種審議会のいわゆる必置規制につきましては、平成9年に地方分権推進委員会で勧告が出されてございます。それで、いろいろそういうことも含めまして、組織、運営事項なども弾力的に設定できる仕組みが必要であると考えてございます。

前々回、第8回検討委員会で、法律上はそれのみという規定はないというご意見もございましたが、そこにつきまして若干肉付けをいたしまして、組織とかそういったものの弾力化も入れてございます。

それで目指すすがたといたしましては、条例設置の審議会と法律設置の審議会につきまして統合の上、森林審議会の所掌事務、組織を地方の裁量でできるように拡充していきたいと。いわゆる審議範囲などを条例に委任していただきたいという形でございます。これによりまして、森林計画と林務施策を一体的に審議することができるということでございます。

それで一番下でございますように、いろいろ条例設置の審議会では、特別委員などを定めておりまして、そういったものも併せてできるようになるのではないかとということでございます。

めくっていただきまして2ページ。森林審議会と森林づくり審議会との対比表でございます。

これにつきましては、例えば委員数、法律設置のほうは委員15人以内、条例設置委員15人以内、あわせて特別委員を置くことができるという定めになってございます。あと所掌事務につきましては、それぞれ、法律のほうは森林法の規定によりその権限に属するもの、他の法令の規定によりその権限に属された事項、また、この法律の施行に関する重要事項というものが設定されてございます。一方、条例設置につきましては、条例の規定によりその権限に属された事務として、森林づくり基本計画の策定とか、あと森林づくりの推進に関する重要事項ということで、かなり分野が多岐にわたっているということでございます。一番最後に政令への委任というのがございますが、法第73条によりまして、この法律で定めるほか、政令で定めるとございますが、これにつき

ましては、政令の7条で部会の設置というものが政令に委任されてございます。

それで次の3ページですけれども、地方分権委員会第2次勧告、これは平成9年に出されました。この中で、必置規制の見直しと国の出先のあり方ということなんですが、第3章の4、必置規制の見直しの基本的考え方、(2)、法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制の見直しということで、③審議会等附属機関に関する必置規制というのが項目にあがっております。そこで1、2、3行目のところで、その下3行目ですが、国が法令により個別の行政分野毎に審議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、できるだけ弾力的なものにする、類似の審議会等との統合も可能となるようにする、ということでaとして、「～に関する審議会等」という形で柔軟性を持たせることを原則とするということになっております。またcのところで、委員の構成・数・任期・選任手続等については、原則として、地方公共団体が条例で定めることとし、うんぬんで、国の関与は必要最低限という形でございます。それでこの時に、5番にございますが、個別事項の具体的見直しというふうに、多々いろんな法律に基づく審議会がございます。これにつきましては、森林法に基づく森林審議会については、ここに入っていない。漏れたというか、対象にされていないと。この段階でこの対象にはなってございません。

それで、いくつかめくっていただきまして6ページでございます。

横表でございますが、新旧対照表。横表の新旧対照表6ページですけれども、これでいきますと、例えば今、現行ですが、北海道森林審議会、15名以内と法令上なっておりますが、現行8名で構成されております。あと条例設置につきましては、15人+特別委員となっておりますが、委員は13人、特別委員9人という構成になっております。それを権限移譲を、これらをあわせまして、一体的に審議をするという形でございます。右下にございますけれども、特区提案によりまして、法に定める事項のほか、所掌事項とか組織・運営事項は道条例で定めるということで、現行の2つの審議会の所掌事務、組織・運営を1つの審議会でもカバーできるよう、法令から条例に委任範囲を拡大するといった趣旨でございます。

あと関連の条文は7ページにつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○井上会長：

ありがとうございました。

答申に向けての整理ということでありましたけれども、只今資料の2に基づきまして、森林審議会の所掌事務等の拡充ということで、事務局のほうより説明がありました。そして最後のところでは、今後の特区提案というところにおいては、これはページの6でありましたけれども、北海道においては法に定める事項のほか、所掌事務、組織・運営事項について、道条例により定めるというような形で国からの権限移譲を図る、そして森林審議会の所掌事務等の拡充を図るというようなことの説明がありました。これは第8回で意見の交換をしたところではありますが、只今の事務局の説明等々についてご意見があれば賜っておきたいと思っております。いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

特段ないようでしたら、更に答申に向けて、一段の整理を事務局にお願いするというところでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

では、続きまして、②の人工林資源に関係する部分につきまして、事務局から更に説明をお願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料の8ページをご覧ください。

8ページ、人工林資源の的確な管理体制の構築。まず現状でございます。中国の経済成長などによりまして、海外から日本への木材輸入量が大幅に減少と。平成9年度対比で約8割減少してございます。一方、民有林の人口林につきましては、植樹・育成が進んで、伐採・利用段階に移行してございます。その結果、北海道におきましては、カラマツの人工林を中心としまして、伐採量が急激に増加してございます。これは皆伐面積、平成13年度対比1.8倍。その結果生じます伐採跡地面積、2.6倍。一方で造林面積は1倍ということで、造林未済地が増加しておるという現状です。

課題といたしましては、現在森林は二酸化炭素の吸収源、また貯蔵庫として注目されておる中におきまして、無秩序な伐採は環境保全、また資源の維持の観点から適当ではなく、伐採抑制を行う必要があるという課題がございます。現行の森林計画制度につきましては、国が森林計画をまず作りまして、その下に市町村別、都道府県別にそれぞれ作ってございますが、地方が一体となった、いわゆる北海道地域トータルの計画とはなってございません。それで材の流通、森林の公益的機能の効果が市町村域、いわゆる1つの市町村だけにとどまらないという問題意識から、道と市町村が連携した資源管理が必要であるという課題がございます。それで森林施行計画の認定基準、また伐採制度、全国一律でございます。従いまして、ここを地方独自にいろいろ追加とか、規制の上乗せとかできる仕組みが必要であるという課題で、目指すすがた。

人工林資源の的確な管理体制ということで、まず森林計画制度、これは全国一律で国が作ったものを踏まえまして、都道府県で地域森林計画、市町村で市町村森林整備計画を作ってございます。これは、目的としては、全国的な課題である森林整備の推進というものが主目的と。それで、これにつきましては右側で、地域森林計画と市町村森林整備計画を統合したいと。これで道独自の森林資源管理計画を策定すると。また、資源管理を主目的とした計画としたい。また、樹種別の伐採調整基準量を設定したいという趣旨でございます。それで次に、森林施行計画の認定基準が全国一律ということでございますので、樹種別の伐採量を追加し、道独自の上乗せ基準というものを入りたいと。あともう1点、伐採届出による伐採制度でございますが、これも全国一律ですので、道独自に伐採量を抑制すると。伐採届出制度に新たな審査手続、詳細はまだ今後詰めますけれども、そういったものを加えたいという趣旨でございます。それによりまして、伐採調整基準を超えた場合は伐採を抑制するというので、伐採可能面積を超えれば調整対象とするという趣旨でございます。

前々回に輸出の関係がございましたが、いろいろ委員会の議論がございまして、北海道の産業発展とか、二重の規制がどうかという点について、そこにつきましては後ほどご説明しますが、一応項目から落としました。

それで、一番、8ページの下でございまして、北海道の森林資源の保全と循環利用の両立を図っていきたいという趣旨でございます。

それで9ページは前々回出しましたが、人工林資源の現状ということで、真ん中の表ですが、道産材供給量の動向ということで、平成13年に313万立米だったものが、

19年度見込として400立米を超えておるといふことで、そのような状況を表しております。

めくっていただきまして10ページ、ここも皆伐面積と造林面積の関係を整理したもので、前々回ご説明したものと同様でございます。

11ページ、これも森林法に基づく伐採手続につきましては、保安林につきましては都道府県、普通林については市町村という形でこのような流れになっておるといふことで、前々回資料でございます。

それで12ページ、人工林資源の的確な管理体制の構築といふことで、ここにつきましては、国が全国森林計画といふのを作ります。左側にいくと現行制度の場合。そうするとこれ、トップダウンの計画制度となつてございまして、都道府県で地域森林計画、いわゆる伐採量を含めまして策定します。それで市町村は、市町村森林整備計画を作る。これは伐採方法など定性的な規定にとどまっております。そうしていわゆる量的な規制がないという実態を踏まえ、右側で道州制特区の場合といふことで、地方が一体となつた資源管理計画を作りたいといふことから、北海道と市町村で地域森林計画を作るといふ形で、流域単位に資源管理を主目的とした計画を作りたい。それで森林所有者の直接的な規範として、伐採量の調整、樹種別の計画量を定めるといふことで、いわゆる道と市町村が両計画を統合して、共同で作っていくといふ趣旨でございます。それは、吹き出して書いてございしますが、上流の森林環境と下流や海域の環境といふのは、密接に関連してございまして、木材は市町村域を超えて流通したり、また、山といふのもまたがつておるといふ趣旨でございます。そうしたことから、いろいろ森林整備計画の認定基準に独自基準を追加したり、伐採届出制度に独自の新たな審査手続を追加することによつて、適切な資源管理を行つていきたいといふ趣旨でございます。

14ページは法令ですので省略いたします。

失礼しました。13ページが新旧対照表ですが、法令の後ろになつてゐるかと思ひますが、新旧で現行と権限移譲後でございます。今のままですと、このイメージ図の一番下にございしますが、伐採跡地の増加が大変懸念されておるといふ問題意識がございします。それを権限移譲をして、流域一体の広域的な資源管理を行うことによりまして、森林資源の的確な管理体制を作りたいといふことで、特区提案といたしましては、森林資源管理計画につきまして、資源管理を目的として、道と市町村で共同で計画を作り、道条例で計画事項を追加する。あと森林施業計画につきましては、北海道において道条例で定める事項を追加する。あと伐採届出につきましても、条例で審査基準とかを作っていくといふことでございします。

それで、この森林最後ですが、16ページでございます。

丸太の移輸出の抑制についてといふことで、前々回当委員会でご議論があつた点でございます。まず特区提案の概要といふことで、失礼しました。右側でございますが、丸太移輸出の特例措置といふことでございしました。これは丸太移輸出が増加してまゐるので、そういったものを、基準量を超えた伐採が生じた場合に、道外移輸出を抑制するといふものでございしました。国から輸出規制に関する権限を移譲してもらひまして、ポツの3つ目で、該当樹種の道外移輸出を抑制する特例措置を、知事の許可又は承認といふことで、抑制していきたいといふことでございしました。それで、検討委員会におきましては、2重・3重に規制をかける必要があるのかといふ問題意識、また、産業振興の点からも、移輸出を規制する前に、何かの方法を考えるべきではないのかといふご議論に対しまして、道といたしましては、まず2重・3重の規制ですが、丸太移輸出の特例措置、近年の丸太の道外移出量増加が、過度な伐採の一因になっておるといふ趣旨から提案をさせていただきます。一方、移出材は通常より高く買われる傾向にあるといふことで、そ

これを抑制すると、森林の持ち主の逆に不利益になっちゃうかも知れないということから、資源管理を進めるためにはまず、新たな計画制度を十分に機能させたいということから、ここを一応はずしたいと。またもう1点、右側でございますが、道としましてはこれまでも、住宅など付加価値の高い、道産木材などの利用促進をやってまいりました。また、道内木材産業の競争力強化が求められておりまして、低コストで付加価値の高い生産体制づくりにも取り組んでおります。こうした中で、原木の安定供給に向けまして、いわゆる木材産業自らが森林所有者とか、林業事業者との結びつきを強化して、丸太移出というものを、業界規制というんでしょうか、そういった中でいろいろ需給調整も図りながらやっていってもらえればなということ、今後の対応といたしまして、丸太移輸出の特例措置の提案を見送りたいということでございます。計画制度の特例措置というものを最優先課題とし、今後、適切な資源管理につきまして、業界の自主的な丸太移輸出抑制の取組を促進し、これも不十分であれば、その時に再度また積み重ねるということもあるかということで、以上の経過で前回の提案は取り下げさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今事務局から、資料に基づいて説明をもらいました。人工林資源の的確な管理体制の構築というものでありまして、前々回、第8回にこの場です、先生方からご意見いただいた、あるいはご批判をいただいたですね、部分については、一番最後の説明のところ16ページに基づいてですね、丸太の移輸出の抑制についてという部分については、ここは今後の対応という形で、今回は、この部分については、取り下げて、大きなと言いますかね、テーマの、人工林資源の的確な管理体制の構築ということで、答申案に盛り込みたいという形で整理をもらいました。

只今の事務局からの説明等に関しまして、ご意見、ご質問があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

よろしゅうございますか。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

基本的には反対ではありませんが、一応聞いておきたいと思うんですけども、問題になってるのは皆伐跡地が増加しているということでございますね。それで、素人的に考えますと、切るのを抑制するというのもそうなんですけども、植林の増進と言いましょいかね、そちらのほうをどんどん進めていけばですね、仮に切ったとしても、年次計画なりで植林をちゃんと進めていけばですね、いいのではないかというふうに思うんですけども、この辺多分、業者の利害とかそういうものと絡んでくるんですが、こういう規制だけをするように見えてしまうんですけども、その辺いかがでしょうかね。

○田中地域主権局参事：

植林につきましては、例えば道有林であれば、かつて公営企業会計でやっておったんですけども、500億を超える赤字が生じまして、現在は公益的機能から一般会計に移行した経過がございます。あと一般の民間の方、いわゆる個人が持たれている山でござ

いますが、例えば不在地主とってはあれですけども、そういう方がいらしたり、なかなか山の手入れがですね、財政的な面もございまして、進まないという実態もあるのかなど。一応、木が50年、100年の計でございまして、そこまでの期間、造林を積極的に、森林所有者の方がなかなか進めるところまで至っていないという実態かと思いますが。

○水産林務部：

水産林務部の者でございます。造林、植林につきましては、公共造林事業という公共事業の仕組みでやってございます。その中で例えば、苗木を植える本数ですとか、その本数を減らすですとか、そういう低コスト化によりまして、単価を下げる。そうして全体の植林面積を増やすといったような取り組みも必要であろうというふうに考えております。

また全体としても、公共事業の額がですね、今後伸びていかないというような全体の状況もございまして、そういった中での対応が必要になってくるというふうに考えております。

また植えるといったしましても、苗木を作っていくためにはですね、4年間苗木を作るのにかかるということもございまして、急激に植林の本数を増やすといったような対応も困難だという状況もございまして。以上です。

○井上会長：

ありがとうございます。

佐藤先生よろしゅうございますか。

○佐藤委員：

状況はわかりましたので、緊急的になのか、緊急的にですね、ある程度伐採量を抑えるというのは理解できるんですけども、管理体制というからには、単に業者なり事業者ですね、伐採量を規制するというだけではなくて、問題なのは皆伐面積が増加するということであるとすればですね、皆伐でないようにしていく、一方の植林の努力といったようなものも併せて出していかないと、なかなか道民の皆さんには理解できないのではないかと。何か業者代表みたいなことを言ってますけど。そういうつもりはないんですけど、何かそういうふうに思いましたので、一応ご指摘だけを。

○井上会長：

今の意見を踏まえた上で、答申案を作成する時に、今の点にも留意していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では次に進めさせていただきたいと思いますが、だんだんだんだん議論があったところに、だんだんだんだん議論の多々あったところに入っていきますけども、第3番目の土地利用ということで、資料の4に基づいて、国土利用の規制制限等の移譲というところを事務局から説明いただきたいと思っております。

これは前回議論いたしましたので、その整理も含めて説明方お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料17ページでございます。

現状にございますが、現在、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画につきまして、5地域の区分があるということで、そこには都市計画法とか農振法、また森林法などな

ど、個別法によりましていろいろ国の関与、規制などがあると。

課題といたしまして、土地の利用及び保全に関する権限につきましては、基本的に都道府県の権限とすべきということで、まず1つには、許可などの権限が一部国に残っているもの、また2つ目としては、その決定に当たりまして関係大臣との協議とか、同意を要するものという形がございます。それで、土地の利用及び保全に関しましては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律で定めるに止め、未だ国に残っております権限の移譲、また、将来的には国の関与の縮小を図り、広域的・総合的な自治体である北海道が一括して調整すべきであるという整理にいたしました。

目指すすがたといたしまして、4ヘクタールを超えます農地転用の許可権限、また、2ヘクタールから4ヘクタールまでの協議を含みます。また、民有保安林の指定、解除の権限が今、国に属しておりますので、ここは全国的な統一性の確保などを名目として国に留保されている権限につきましては、権限移譲を受けまして、北海道が主体となって許可権を持ちたいと。これは将来的には、いろいろ先ほど申しました国土利用計画法とか個別法によりまして、関係省庁とのいわゆる協議・同意がございますが、その縮小・廃止に向けて更にまた検討していきたいということで、とりあえずまず、国に残っている権限の移譲というのを求めたいと考えてございます。ちょっと括弧書きで書いてますが、また国の事務費があるとすれば、その財源移譲というのも視野には入れてございます。それで、ここの将来という形でおきましたので、前回も申しましたが、地方分権推進計画に基づきまして、法令に基づき、国がその内容について財政上または税制上の特例措置を講ずるものとされる場合につきましては、地方団体が計画を作ったりする場合に、一応同意というものも認められるというんでしょうか、原則だめだけでもそういう財政上、税制上の優遇措置がある場合については、そこを国が同意するというのも、仕方ないかというような形で一度決着をしております、その影響等が現段階で十分精査できなかった面もあり、まず今回は、国の権限を北海道に移すと。続いてまた国の関与などの縮小に持っていければというふうに考えてございます。

めくっていただきまして18ページにつきましては、今申しました国に残ってる権限、先ほど5地域で見させていただきました、都市計画法からずっと自然環境保全法まで、5つの法律を並べて見ました時に、許可権者の欄を見させていただきますと、基本的には都道府県ないし市町村におりてございます。ただその中で、国に残っておりますのが、農地転用、農地法4条、5条、また、森林法の重要流域における保安林の指定、解除。ここが国に残ってございます。あとそれに併せまして、同意を要する協議とかがございますので、ここの分野にターゲットをまずは絞りたいというふうに考えてございます。

以下、19ページはその他関与の例、いわゆる国の関与の例といたしまして、同じく5法につきましては、それぞれ例えば方針を作る時とか、マスタープランを作る時に、国の関与があるもの。

また、次の20ページにつきましては、いわゆる区域、線引きとかいわゆる区域指定ですが、そういう時に残っているものを例示してございますが、ここは将来の課題ということに整理したいと思っております。

それですみません、21ページ以降、これちょっとすみません、参考につけて、ちょっと飛ばします。

26ページを見ていただきまして、26ページは新旧でございますが、先ほど申しましたように、国と道に権限が、同じ仕事をしておりながら国と道に権限が分かれているもの。今回の緊急提案で申しますと、水道法にむしろ近い状態でございますが、少なくともそこまではまず一歩前進をしたいという趣旨で、国と道に同じ仕事で分かれているものについては、全て道で処理ができるようにしたいという志でございます。ただ目標

はそういうことで、土地利用規制に関する国の関与というものの縮小・廃止も当然視野におきながら、まずはここというふうに整理をさせていただきました。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

資料の4に基づいて、国土利用の規制制限等の移譲ということで、事務局のほうから説明をもらいました。

只今の説明に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。

前回も議論になった一部の部分というのは、これは17ページのところにも書いてありますけれども、かなり、たたかいやすいところからたたかってということで、将来というふうに下のほうには出てますが、土地利用規制の決定に際してのうんぬんのところは、こういったものが1つ前進した後で、さらに一步進めていくというところの将来的な課題にしたいというようなことであります。

それでこの、土地利用の規制制限等の移譲というものにつきまして、これは第2次答申に織り込みたいということで、整理をしてもらった部分でありますけれども、この点についてご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

質問ですけれども、これで内容的には結構だと思いますが、許可ですね、18ページの図で農水大臣の許可をなくすということでございますけれども、そうしますと、例えば農地法でいいますと、4ヘクタール超について、2ヘクタール超と同じように協議に持っていくという、そういう読み方でいいのでしょうか。

それから保安林の場合は、現在は都道府県知事、重要流域については北海道知事に何の権限もないことになっておりますけれども、これも許可を都道府県知事にして、何らかの、恐らくあわせるとすれば、協議プラス同意と、そういったところになると、そういう読み方でいいのでしょうか。

○田中地域主権局参事：

基本的には、権限プラス今協議を要するものは、全て協議なし、かつ全て北海道で一元的にやりたい。また、重要流域の保安林の指定、解除につきましても、国から権限をもらう、また協議・同意も含めてなくしたいと。北海道でやれるようにしたいと、いうふうに思っております。

○佐藤委員：

いいと思うんですけども、ただバランスが崩れてきますよね。例えば保安林の場合ですと、重要流域については今農林水産大臣でがっちりこう縛ってるやつを、スポンともし仮にですよ、うまくいけばですけども、なくなったとすると、今度は逆にそれほど、国側から見れば重要ではないと考えていて、協議プラス同意にしていた部分は、これは相変わらず残るといふ、何かこうバランスを欠いたような形になるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。ここの18ページの表で申しますと、森林法の重要流域の許可権者、

許可、農林水産大臣、及び同意を要する協議、農水大臣という、この3つのコマを権限移譲と関与の廃止ということで、全てなくしてほしいという趣旨でございます。

○佐藤委員：

はい、わかりました。

○井上会長：

その他、いかがでございましょうか。

(各委員発言なし。)

では、前回議論しましたところを基に、事務局に整理してもらいましたけれども、更に第2次答申というところに向けて、答申の形になるように、一段の整理をお願いしたいというふうに思っております。

では、次に移らせていただきたいのですが、これは環境のところ、第2次答申に織り込む部分の最後になるかと思えますけども、④、資料の5です。北海道らしい循環型社会の構築ということで、この北海道らしいというのは問題になったんじゃないかなと思うんですけども、とりあえずこれについて説明をお願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料29ページ、今会長からもご指摘ありましたように、環境問題、宿題が出ておる点もございまして、資料も少しバージョンアップしている点もございまして、少し丁寧、丁寧と言ったらおこられますが、すみません順次いきます。

まず現状でございまして、北海道には家畜ふん尿とか林地残材などの豊富なバイオマスが存在すると。ちなみに家畜ふん尿の全国のシェアは5%ということだそうです。あと、廃棄物の再生利用に必要な、廃棄物処理法に基づく許可等につきましては、市町村とか道に、一般廃棄物処理業の許可は市町村、産業廃棄物処理業の許可は都道府県、あと廃棄物処理施設の許可は道ということで、許可権者が複数になっておると。それで北海道特有の廃棄物の再生利用、リサイクルを進めるためには、地域特性に応じた効率的な利活用システムが必要であるということで、あとまたもう1点、廃棄物処理施設の設置基準、これは構造基準、維持管理基準などございまして、これは全国一律になっておるとい状態です。

それで課題でございまして、許可権者が複数ありまして、例えば事業者が市町村の境界を超える広域的な処理を行う場合などは、許可手続が極めて煩雑になるということで、例えば一般廃棄物業の許可は市町村ごとにとらんといかんもんですから、複数の市町村にまたがる時には、そこ全部行って取ってこんといかんという問題があるという趣旨でございまして。また、例えばリサイクルにつきまして、道と市町村で許可が不要となるというんでしょうか、道と市町村の許可に代えまして、国が認定する再生利用の特例措置といったものにつきましては、地域特性を反映した効率的な利活用システムの構築が、今のままでは困難であると。そこで、北海道らしいの1つのあれでございまして、積雪寒冷地である本道の特性等も考慮しまして、廃棄物処理施設の設置基準による本道の良好な環境保全、また、循環型社会の形成をしていきたいということで、廃棄物処理法に基づく権限移譲につきましては、大きく2つに分かれまして、再生利用の特例認定の権限、それと、廃棄物処理施設の設置基準を決める権限と、2つございまして。

それでまず、再生利用の特例認定の権限につきまして、今国が一定の要件の場合に、

国が認定する場合というのはリサイクルで一定の要件を満たす場合については、市町村とか都道府県知事の許可はいらなくて、環境大臣が一発で認定するという仕組みがございます。それを北海道で認定できるようにしてほしいという権限移譲。もう1点は、廃棄物処理施設の設置基準ということで、特に構造基準、また維持管理基準につきまして、全国一律でございますので、ここの設置基準を定める権限を北海道にいただいた上で、独自の設定をしたいと。具体的には条例により上乘せ基準を乗せたいという形でございます。その結果、いろいろ豊富なバイオマスの再生利用が促進できるとか、安全・安心かつ円滑な廃棄物処理施設の設置が可能となるということでございます。

めくっていただきまして、北海道らしい循環型社会の形成ということでございます。この横表は、一番下に*印で書いてありますけれども、北海道循環型社会推進基本計画というのを17年3月に作りました。それで、バイオマスなどの循環資源の活用とか、既存産業の基盤技術を活用したリサイクル関連産業の展開による、いわゆる北海道らしい循環型社会の形成というものを作成しております。真ん中の表でいきますと、④番、北海道らしい循環型社会の形成という形で作っておりまして、言ってみますと、北海道が今行っております循環型社会推進基本計画の視点として、北海道らしいと。その北海道らしい、何が北海道らしいかと言うと、やはり本道の特徴であります、豊富なバイオマスなどの循環型資源の利活用というのが、バイオマスの利活用。また、鉄鋼とか石炭など、既存産業の基盤技術を活用したリサイクル関連産業の展開、というものが循環型社会ビジネスの振興と。いったことが北海道らしいというふうに考えておりまして、高橋知事の新生プランというのがございまして、そのパート2というか、新生プラン2の中でも、北海道独自の循環型社会を構築しますとしておりまして、こうした一連の、これまでの取り組みを含めまして、北海道らしい循環型社会の形成という形で、頭の整理をしております。

続きまして31ページでございます。

廃棄物については非常に複雑なものですから、廃棄物の区分と処理責任ということでございます。まず一般廃棄物、家庭から出されるごみ、一般廃棄物の処理は市町村の責務。いろいろごみとかが出ますと、廃棄されるものと、再生利用と分かれてまいります。それで、廃棄されるものは焼却施設または最終処分場、リサイクル、再生利用するものはリサイクル施設という流れになります。それで下、括弧書きに書いてますが、一般廃棄物処理業の許可は市町村長、その廃棄物処理施設の許可は知事の権限と。ただし、先ほどの、リサイクルの一定の要件に該当する場合は、環境大臣の認定一本で済むと。市町村とか都道府県知事の許可はいらぬということで、環境大臣が一発で認定をするというのが、再生利用の特例措置でございます。

それで、右に産業廃棄物もございまして。ここも一応21種類の廃棄物が決まっておりますが、産業廃棄物の処理は排出事業者の責任ということで、それぞれ同じような、廃棄するか再生利用するかということで、産業廃棄物につきましては、その処理業の許可、また廃棄物処理施設の許可は、いずれも知事権限でございます。それでこの場合も、いわゆる一定のリサイクル、再生利用に合致する場合は、環境大臣の一発認定という形になってございます。

それで、ちょっと下に許可等の区分で整理いたしましたのが、白抜きが市町村、縦の線がついたのが北海道。真ん中にちょっと網掛けになっておりますのが国ということで、非常に、こういうふうに一廃、産廃、業許可、処理施設ということで、非常に法律自体が交錯しているということで、その辺が何となく見て取れるかなというふうに思います。

右上で北海道のリサイクル率は、全国19%に比べ17.2という状況でございます。続きまして次のページ、32ページです。

それで、廃棄物処理法の仕組みということで、いろいろ同じようなこともあるんですけども、ちょっと簡単にいきますと、まず廃棄物の分類。廃棄物とは何ぞや。汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。そこでまず、産廃から決まります。産業廃棄物、これ事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど21種類が決められております。それで一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物という定めになっております。これは家庭から出されるごみなどでございます。それで、国の役割として、いろいろ方針を作ったりするわけですが、右側にございますが、廃棄物処理基準の設定とか、最終処分場の技術上の基準設定とか、先ほどのリサイクルの特例措置もそうですけれども、そういったこと、下に書いてございますが、大臣が再生利用の特例措置を行っておるということでございます。それで、一般廃棄物処理計画の策定のところで、先ほども処理責任は市町村と申しましたが、許可等のところで一般廃棄物処理業者は、区域毎に許可を受けなければならないという点が、いわゆる広域的な活動をする場合に非常に支障になってくるという点の1つの理由です。また知事の許可。知事は、一般廃棄物の処理施設を設置する者は、知事の許可を受けなければならないと。その場合に、許可施設、許可対象となるのは、ごみ処理施設で処理能力が1日5トン以上、またはし尿処理施設、また最終処分場が許可対象施設になってまいります。という点を整理しております。

めくっていただきまして33ページでございます。

それで、道民提案との関係もございまして、要はその手続簡素化という話も道民提案にございました。それで、産廃処理施設の設置手続はどうなっているかという点を図に落としております。まず計画・設計をして、生活環境影響調査をやる。それで許可申請を行う。公告とか市町村通知などをして、廃棄物処理施設専門委員会というのを設けます。そこで審査が行われまして、例えば許可基準、これは許可基準の○の1つ目ですが、環境省令で定める技術上の基準に合ってるかどうか。その技術上の基準とは何かというのが点々の中に書いてございますが、主な構造基準として、焼却施設であれば燃料ガスの温度が800℃以上で2秒以上滞留とか、高度な排ガス処理設備の設置とか。あと最終処分場には遮水工とか、浸出液処理設備、要はしみ出て地下水を汚してしまったら困るものですから、そういった技術基準等が書いてございます。そして、周辺環境にも配慮した上で、許可と。それで許可は、これ施設ですから全て知事許可でございますが、知事の許可を受けなければならない。そうすると今度、維持管理基準というのが出てまいります。維持管理基準の中で、いろいろ維持管理するための基準というものがあって、これを遵守しなければならないということでございます。それで、後ほど若干触れますけれども、廃棄物処理施設の設置基準、全国一律でして、なかなか地域の独自性に基づく措置というのは困難になってございます。それで、釧路で廃棄物処理施設の設置不許可をしたところ、訴訟になったケースがございまして、先に見たほうがいいですね。

すみません、45ページをちょっと開いてください。

45ページに、産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消訴訟についてということで、釧路市で訴訟が起きました。それで2番、事案の概要。処理業者が知事に対して、産廃法に基づきまして、釧路市に産廃処理施設、最終処分場の設置許可申請をしたと。それで知事は法15条に基づいて、技術的には法律上の要件を満たしておりました。ただ、ここの施設が住宅又は文教施設に近接しているなど、環境の保全上不適切と。また、周辺住民の同意がない。また、地元釧路市との公害防止協定の締結が行われてないと。それで不許可処分をして、地裁、高裁で結局北海道が負けてしまいました。それで論点としては、法に基づく許可要件を満たしても、廃棄物処理施設の設置の許可申請を不許可にできるかという点が法律上の論点でございました。そうすると、判決概要としまして

は、廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、要は法に合っていれば、許可というのは個別に禁止を解除する方式だと、財産権を公共の福祉の観点から制限するものだから、その行使のためには法律の規定が必要だと。それで、法律に裁量権を認めるような規定のない、この設置基準といいますか、許可基準については、知事に裁量権を与えるものとは解釈できないと。だから、法の要件さえ満たしておれば、許可しなければならないということでした。ただその下に、業者の行政指導に対する対応には不十分な面があり、周辺住民の不安を解消するに至らなかったことは認められるものの、強制力を持つものではないということで、また事業者に権利の濫用に当たるといような特段の事情もなかったということで、違法になったというケースがございました。ということで、非常に、廃棄物処理施設をどう作っていくかという時に、国が作った全国一律の基準というのは、例えば道民の非常に貴重な財産である水道水源に対して、水漏れが、要は漏れだしてしまって地下水汚染とかですね、そういうおそれが出てくるということで、北海道は春先に融雪水が大量に発生するなど、やはりそういった技術基準とかを付加していく必要があるのではないかとということで、その辺も北海道らしいものを作っていかなければならないという、1つの考え方でございます。

それですみません。戻っていただきまして、33ページはそういうことで、一応技術上の基準と維持基準があるということでございます。

34ページでございます。

廃棄物処理法に基づく権限の移譲ということで、34ページですが、何度もあれしませんが、リサイクルの再生利用の特例認定。これは表の真ん中にございますが、これまで県とか市が許可してたものが、一定の要件を満たした場合に、表の3行目ですけど、一般廃棄物再生利用の特例認定、国が持っております。件数約64件。それで一番下が、産業廃棄物再生利用の特例認定47件。この権限を知事に移譲してほしいというのが、1つ目の再生利用の特例認定。もう1つは、廃棄物処理施設の設置基準について、ここで構造基準とか維持管理基準につきまして、北海道にその基準について、条例による上乗せを認めさせてほしいという点でございます。そうした中で、先ほどちょっと申しましたが、施設基準のほうにつきましては、右下にありますとおり、積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理設備の構造とか、水道水源の上流域など、良好な環境を維持すべき地域における配慮とか、こういった技術基準がいるのではないかと考えてございます。そういう形で特例認定でございます。

次に35ページでございますが、これは新旧でございます。

新旧につきましては、権限移譲後、いわゆるここも大きく2つに再生利用と廃棄物処理施設の基準と分かれてございますが、権限移譲後のほうを見ていただきますと、リサイクルの対象廃棄物というのは、現在国が定めております。そこの定めているものに、例えば地域の実情に応じて対象廃棄物を追加できないか、例えば廃油、木のくず、動物のふん尿など、こういった北海道に存する豊富なバイオマスを活用できるように、リサイクルの、いわゆる環境大臣が行う再生利用の特例認定権限を北海道に移してほしいという点でございます。また、処理施設につきましては、水道水源への配慮など、上乗せ基準を設けることができるようにしてほしいという趣旨でございます。

それで、宿題のほうで、以下宿題でございます。宿題で、42ページでございます。

42ページで、道民提案との関係でございますが、メリット・デメリット表を修正いたしました。ここちょっとつけておりませんでした。前回、114番のデメリットの中で、良好な施設であっても第三者の個人的な思想などにより、施設の設置を拒絶してしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなると表現してございました。ここにつきましては、今般、資料42ページの右側デメリット、法的手続きにより、住民同意

を義務化することは違法性があると。それで、住民同意手続きにより、社会基盤として不可欠な廃棄物処理施設の設置促進が阻害されるおそれがある。また、説明会の話は前も入れておったんですが、長期間を要すると中小企業等への経営面への影響が生ずるという点を追加させていただきました。

そういったことで、それを踏まえまして、道民提案との関係がわかりづらいということもあったものですから、43ページ、44ページに一応その個表をつけてございます。ここは後ほど見ていただければと思いますが、ここの最初の113番の道民提案につきましては、生ごみのリサイクルについて、いろいろ手間暇かかるんで、権限を道に入れてバイオマス利活用を促進したいと書いてございますが、例えば豊島事件、不法投棄の象徴的事案であります豊島事件などを見ましても、当初はリサイクルを目的とした事業と説明されましたが、結果的には50万トンを超える産業廃棄物が不法投棄されたといったことを考えますと、なかなか廃棄物処理の点については、規制を緩めるとかという点に、いろいろ問題が生じるケースも中にはあるのかなというふうに認識しております。

以上すみません、長くなりました。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

資料の5に基づきまして、北海道らしい循環型社会の構築ということで、前々回ですか、議論しましたところを踏まえまして、答申という方向でまとめる、その整理を事務局のほうにお願いしてしてもらいました。

只今の説明に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと時間の関係もありますけども、私のほうからちょっと1点だけ。これは、今回道民アイデアという形で43ページと44ページ、あるいはその前のページにも要約表がついておりますけれども、ここの委員会そのものは、道民の皆さん方からいただいた意見を一つ一つ丁寧に整理しながら、あるいは答申に向けて議論を、論点を構築しながらという形で進めているということではありますが、若干今我々が答申に盛り込もうとしている部分というのは、これはオリジナルの道民のアイデアというのとは、若干ずれた部分もあるのではないかなというふうには思っている。ただそれが悪い方にいつてるのか、いい方向にいつてるのかというのはまた別な問題で、ただ私が申し上げたいのは、これは29ページのところの一番下のほうに、これは水道水源と書いてますけども、やはり道民の皆さん方の一番の大きな関心は、産廃処理施設の要件が緩和されるかどうかということが問題ではなくて、要するに道民の皆さん方一人一人にとって、安全で安心な生活が確保できるかどうかということに論点がある。ですから、国からこういうような形で権限の移譲というものを獲得したとしても、やっぱり地域地域で生活されている方々の安全や安心を十分に確保できるような形での運用ということを念頭に置いて、やはり答申をまとめていく必要があるのではないかなと思いますので、その点はよろしくご配慮のほどお願いしたいと思います。それは、環境生活部かな、その43ページ、44ページのところにも、それぞれ考えられるメリットとデメリットが書いてありますが、特にデメリットのところは露骨で出てこないように、万全の措置というのがないと、賛同を得られないかも知れないということで申し上げました。

そのほかご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

はいどうぞ。

○佐藤委員：

もしかしたら直接関係ないかも知れませんが、45ページの下のほうにですね、一番下にその他、廃棄物処理法が改正されたというふうに書かれています、それは37ページの許可基準等の第15条の2以下が加わったという、そういうことでしょうか。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。平成9年の改正で、現在の生活環境影響調査の実施とか、専門的知識を有する者の意見聴取などの手続きが強化されたというところまでは押さえておりましたが、ちょっと宿題にさせてください。すみません。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

では、答申に向けて、答申案というものをいずれにしても次回、もうまとめていかなければいけないので…。

はい。

○佐藤委員：

すみません、もう1点なんですけど、34ページの表ですけれども、再生利用の特例認定の部分ですけれども、これ、他の部分がですね、知事と政令市長、部分的には中核市が入ってますけれども、ということになっていまして、もしこれを移すとすると、知事だけではなく、札幌市やなんかとの協議が必要になってくるかと思えますけれども、そういった点は将来的には何かお考えになってますでしょうか。

つまり、他の並びでいきますと、知事と政令市長になってますよね。知事に権限がある部分はこの部分についてはですね、移すのはもちろん、国からいただきたいというのは結構なんですけども、政令市との関連ですね。これは今すぐというわけではなくて、検討していただきたいということでお願ひします。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

ここまでの4点をですね、環境をテーマとした以上の4件を、答申に盛り込むという形で、今一度、答申案の作成に事務局のほう、関わっていただきたい、着手していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

どうしますかね…。

(川城地域主権局長～参考人の方は時間通りにお見えになりますので。)

いや、その問題なんです。あと5分しかなくて。

あと今日、今までの議論を踏まえて事務局から論点を整理していただいているのが地域限定通訳案内士、これはそれほど異論がなくて収斂してきてるんだと思ひますが、あと特定免税店は、これまだ整理できてないんですね。そしてあと、外国人人材受入れというのは、これ何回も議論したところと思ひますが、この2つの☆が参考人のご説明をいただく前に終わるかどうかで。終わりませんね、5分しかないから。

じゃあ、先に休みましょう。

あの後ろの時計で35分まで休ませてください。

(約10分間休憩)

○井上会長：

では、お約束していた時間になりましたので、委員会を再開させていただきたいというふうに思います。

それで冒頭にお話申し上げましたけれども、これまでの流れをちょっと中断いたしましたですね、地方自治のところ。今資料の1に基づいて説明してるんですが、資料1の一番下のほうの地方自治というところがありまして、そこの下のほうに近いところ、市民活動・ボランティア活動の活性化等というところで、ここで、道民提案144、183というふうに、それぞれなっております。当初これ、私どもは特区提案によらなくても対応可能ではないかというふうに対応しておりましたけれども、一部、地方自治法の手直しというところですね、権限移譲を受けたらどうかというような意見もその後ありまして、ここで改めて議論をするところであります。

それで⑨の町内会事業法人制度ということで、前回、第9回の会合で若干の議論をいたしましたけれども、今日はですね、実際にこのご提案の趣旨に賛同されている参考人を呼んでおりますので、最近参考人というのはいさよなら言葉じゃないんですが、来ていただいておりますので、一通り説明をいただくということをしていただいております。

まず最初に、事務局からこの部分を説明していただいて、その後参考人に意見披露ということで、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○出光地域主権局参事：

それではお手元の資料のずっと後ろになりますが、79ページをご覧くださいと存じます。79ページでございます。

⑨の町内会事業法人制度の創設という項目でございます。

背景といたしましては、私ども道州制を考えるに当たりまして、国から権限・財源の移譲を受けるだけではなくて、道から市町村にも権限・財源を移譲して、更には地域のコミュニティを強化していくということが、大きな流れとして考えているところでございます。第1回の検討委員会の時に、概念図でございますけれども、今の日本の形は逆三角形じゃないだろうかということをご説明させていただきました。国が持っている役割が非常に大きくて、一番基礎にあるコミュニティがやせ細っているのではないかと、そういう逆三角形の形を正三角形の形にしていく。国がやる役割はぐっと縮小してもらって、そして一番基礎にあるコミュニティをもっと強化していこうと、そういう脈略で私どもコミュニティの強化ということも大きな命題として考えているところでございます。

そうした中で、各地で、道内でいろいろ意見交換をする中でも、会場の一般道民の方から、コミュニティの強化ということは命題としては大事なんだけど、じゃあ具体的にどういう方策を立てていくのかと、具体策が非常に強く求められるという意見も種々、道内の意見交換でいただいているところでございます。そういう中から、この道民アイデアにまた触発もされ、発想したのがこの⑨の町内会事業法人制度でございます。

それで、解決したい問題といたしまして、今後ますます人口減少の構図になっていくと。そして高齢化が進むという、そういう地域のコミュニティをどのように再生していくかと。その方策の1つとして、住民自らがコミュニティビジネスに取り組むということが期待されるのではないかと。例えば、公共交通機関がない地域における乗り合いタクシー事業を住民自らが行うとか、あるいは1人暮らしの高齢者向けの食堂あるいはお弁当の配達事業を行うと。あるいは高齢者が地域の1次産品を活用して作る観光土産品製造・販売事業。そういったことが例として考えられるのではないかとということでござ

います。

下の四角にまいりまして、発想のポイントといたしまして、地域のコミュニティ組織としては、この町内会。名称は町会とか自治会と様々な名称がございますが、この町内会が現に様々な機能を果たしているわけですから、コミュニティビジネスの運営母体としても、町内会に力を発揮していただけるようにするということが有益ではないだろうかという発想でございます。そして、事業を効果的、安定的に展開するには、事業主体として各種の許認可を受けることができる。また、不動産も取得し、雇用主となるためのそういう法人格を町内会が取得できるようにするということが有益ではないだろうかという発想したわけでございます。

そして右にいきまして、具体的な道州制特区としての提案内容といたしまして、地方自治法に新たな条項、260条の3という条項を設けて、北海道では、町内会がコミュニティビジネスの事業主体となるために法人格を取得できるという、そういう制度を創設をして、そしてあと、法人格取得のための基準の細目、これはこと細かなところまでは別に国に決めていただかなくて結構ですから、北海道の条例で細目を定めるという、そういう制度を創設してはどうかという提案でございます。ちなみに、地方自治法の260条の2という条項では、町内会は市町村長の認可を受けて法人格を取得できるという条項があるんですけども、この条項は集会所などの不動産を保有することを想定したものでございまして、いわば町内会館保有のための条項でございまして、非常に目的が限られているということで、より広いと言いましょうか、事業に、コミュニティビジネスに密着した形で、もう1つ、260条の3という条項を設けてはどうかという提案でございます。

それで期待される効果としまして、こういった制度を活用して、町内会が法人格を取得して、更に事業を活発に展開をしていくと。それによって、住民同士の支え合いの活動が活発になって、コミュニティが再生していくということが期待できるのではないかとというふうに考えております。

なお、その次の資料の80ページでございますが、ご参考までに自治法の260条の2を抜粋しております。不動産の保有のための条項、そういう目的の条項でございます。

それから資料の81ページでございますが、これもご参考までに、町内会の全体の統計的な数でございます。北海道でいきますと町内会、15,594の町内会がございます。全国でいきますと29万6千あると。それからその下の②認可地縁団体、これが先ほどの町内会館等の保有のために認可を受けた団体数でございます。北海道は588、全国でいきますと2万2千あるというところでございます。それから3番目に町内会の性格としまして、これはものの本から要約して引用してまいりましたけれども、町内会が担う機能、非常に複合制・包括制というところに特徴があるのではないかとというのが、この著者の論旨でございまして、町内には昼間留守にしている人もいれば、一日中地域内で暮らしている人もいます。また動物が好きな人もいれば嫌いな人もいます。こういう人々が、興味関心を同じくする人達で集まって対応を考えると、かえって地域内でのグループ間の対立と言いましょうか、が招きかねないと。こういうふうに住民層が非常に多様化しているということをもって、町内会のこれからの役割というものに否定的な議論をする人も中には見られると。しかし、むしろ町内会の事業の複合制、こういういろんな人達が入っていると、そこがこの組織を可能にしてるんじゃないかと。いろんな人達が入っている、その多様性を認め合って協力しあえる組織ということが重要ではないかということで、町内会が担う機能というのは、予め何か特定の目的なりに限定されるというのではなくて、いろんな役割、いろんな仕事、いろんな利害関係を包括をして、そうした中で一つ一つの活動が多面的な意味を持っていくというところに意味があ

るのではないかと。そういう考え方を書いている本でございまして、ある面では町内会と、また、今注目されているものにNPOというものもあるわけでございますけれども、町内会とNPOとの1つの性格の違い、どちらかがあればいいというものではなくて、どちらも重要な意義をもっているということを示唆する本ではなかったかというふうに思いまして、引用させていただきました。

事務局からは以上でございます。

○井上会長：

これから参考人の意見を伺いたいと思いますけど、事務局のほうに1点確認ですが、説明していただくおよその時間というのは、参考人の方に伝えてありますか。

○出光地域主権局参事：

はい。参考人の方にはおおよそ15分程度お話をいただいて、それから更に15分程度委員の先生との質疑応答ということで、予めお話をしております。

○井上会長：

はい、わかりました。

では、これから説明いただきますが、今日、参考人としてお見えいただいているのは、北海道町内会連合会代表理事の佐藤浩氣様であります。

佐藤さん、よろしくお願ひいたします。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

おはようございます。

只今ご紹介をいただきました、北海道町内会連合会の代表理事をしております、佐藤浩氣と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは座らせていただいて、まず自己紹介をさせていただきます。

私は食品会社に長く勤めておりまして、平成6年に定年を迎えました。その後ですね、地元の、父の代から住んでおりました、札幌市南区真駒内柏丘というところの、世帯数が340世帯ほどの町内会がございまして、その柏丘第一町内会の会長をやれと。どうせ定年後で暇でぶらぶらしてるんならば、地域活動を少し手伝えということで、町内会長をやることになりました。それがそもそも町内会活動に縁のできるスタートでございまして、その後、平成7年に真駒内の連合町内会の仕事も手伝ってくれというようなことで、首を突っ込みまして、真駒内連合町内会長を平成16年までやっておりました。その活動に関連しまして、南警察署協議会の会長をやったり、北海道町内会連合会の監事をやったり、副会長をやったり、それから地元にある福祉会の理事をずっとやったりといったようなことで、もろもろの活動に縁ができて、従来増えたり減ったりしながら、現在もいろいろな団体と関係を持ちながら、活動をしているところでございます。

それで、まず最初に申し上げたいのは、町内会の現況がどうなっているかということをお話させていたいただきたいと存じます。

町内会と言いますと、皆様もそれぞれの地域の町内会に所属されておられると思いますが、あまりこういうことをやってるということを意識的に考えられる機会がないものですから、なかなかその町内会活動と言っても、漠然としては理解いただくけれども、具体的には理解がされてないということもありますので、どんなことをやってるかということをお話をさせていただきます。

先ほどの資料の説明の中に町内会の数が言われておりましたが、私どものつかんでお

ります平成16年度のデータでは、北海道には町内会として15,710の町内会がございます。市と区合わせまして8,881、町村で6,829の町内会がございます。札幌市だけ見ましても、2,147の町内会がございます。

それで、町内会の活動としまして、具体的に書いた資料がございませんでしたので、ちょっと古い資料でございますが、添付させていただきました。皆様方の資料で82ページから私どものつけました資料でございますが、82ページに資料1として、既に地域社会に貢献している町内会活動、北海道町内会連合会佐藤記として、これは2枚目の後ろに書いてございますが、平成17年4月13日に私が個人的に作成した資料でございますが、1. 環境問題、2. 防犯関係、3. 防災関係、それから4. 防火関係、5. 福祉関係、子育て支援、スポーツ、祭り、もろもろこうした活動を展開しております。日常的に取り組んでいるものもございますし、その状況の変化に応じて取り組むと、また、突発的に起きた問題について対処するといったような活動もございます。それで、特にですね、11番目に行政協力員選出についてという項がございますが、民生委員とか、児童委員とか、保護司。それから5年に1回行われます国勢調査、この時も調査員を推薦してほしい。それから選挙になればですね、選挙の立会人をおたくの町内会から誰か推薦してほしいといったようにですね、もろもろの委員の推薦依頼がございます。こうした中で、行政とのもろもろの連携も図るものもあると。それと、12の募金活動でございますが、共同募金活動、日本赤十字募金活動、それから大きな災害が発生しますと、その支援活動としまして募金活動に取り組むと、というような募金活動に取り組むということもございます。

それからその次のページに、連合会会長の主な公職といった表をつけてございます。

これは連合町内会長になりますと、付随していろいろな役職がついてくるというのが一般的でございます。特にですね、町村関係の連合町内会長になると、町村のもろもろのこうした団体の役員は、もう一手に引き受けざるを得ないといったような状況が起こってまいります。私も真駒内の連合町内会長をしております時に、いくつかの、12ほどの関係する団体の役職についておりまして、年間に家を空ける日数は300日という状況でございます。これは会社にいる時よりもむしろ忙しいなということを実感した覚えがございます。それも特に土曜とか日曜とかですね、夜に結構会合が多うございまして、これは健康な人でなければ到底やれない役職だなというふうに実感をいたしたことがございます。そんなようなことで、いろんな活動を展開しているということ、まずご理解をいただきたいと存じます。

それからその次のページに、町内会への世帯加入率という表がございます。

これは平成16年に調査しました、ちょっと古い資料でございますが、今ですね、町内会離れということがさかんに言われてまして、加入率が低下してきているんじゃないかと。こうした状態で町内会いいのかということと、まだまだ下がっていくのではないかと。このことを言われる方もおります。これは、市と区はですね、72%。それから町村では89%。全道全体ではですね、75.2%という数字がここにございます。それから北海道の27町村が加入率100%というところもございます。それから加入率のワースト1は、これは釧路市でございますが、53.3%でございます。それから札幌市もばらつきがございまして…、釧路の方もいらしたんですか。あの、そういう状況でございますが、非常に活発なところは活発でございますので。それから札幌市はですね、これも非常にばらつきがございまして、1番高いのが南区でございますが、1番低いのがですね白石区でございます。この理由として一般的に言われておりますのは、学生が多いと。学生も寮やマンションが多いと。それから、転勤するサラリーマンが非常に多いといったようなことが、理由にあげられております。ですが、このような加入率を持った団体

というのは、他にちょっと比較になるようなものがないのではないかというふうに思っております。例えば老人クラブというものは日常的に活発な活動をしておりますが、加入率で見ますと5%以下ではないかというふうに思っておりますので、これほどの加入率を持った団体はないと。それだけにいろんな有能な能力を持った方も混じっているということでございます。

次に町内会・自治会の目的を簡単に申し上げますが、戦後まもなく新たに町内会・自治会というのが生まれたわけですけれども、その主たる目的は親睦とか連帯とか生活互助、こうしたものを目的として町内会が結成されまして、そして町内住民が一丸となって、個々で行政に申し出しても聞いてもらえませんので、団結して解決しなければならない諸問題に取り組む組織、いってみれば、一言で言えば、要望団体といいますか、要求団体でありました。その頃は例えば、道路を舗装してほしいとか、暗いから街路灯を増やしてほしいとか、下水工事をしてくれとか、水道を早く設置してほしいとか、そうしたようなことが町内会の主たる仕事であったと。ところが現在は、高齢化社会を迎えたわけでございますので、また、少子化の時代の中で子どもを大事にしなければならない。地域でそうした子どもたちを見守ろうとか、それから高齢者を支え合わなければだめだとか、こうした機運が高まりまして、こうしたソフトの面での町内会の目標に変化が起きてきております。

それで、これは私なりの整理でございますが、町内会というのは、自分達で自分達の地域の問題点を把握して、自分達の持っている地域力を活用して、少しでもプラスサイドに傾斜させて、安心して安全な住みよいまちづくりを目指す団体だというふうに考えております。

それで、それぞれの地域にまいますと、それぞれの地域に合ったいろいろな活動が展開されております。その事例としまして、ここに7つほど資料を添付させていただきました。

石狩市花川ニュータウン町内会では、バスなど公共交通機関がないため、高齢者等の買い物を支援するというような活動。それから次の清里町の例では、声か、助けあい、共に楽しむをモットーに、月に1度会館に集まり交流を図って、高齢者向けのシルバーサロンを開設していると。次は恵庭市でございますが、年間を通して、高齢者と子どもたちの交流活動を展開しようといった活動。それから次の資料は、これは北海道新聞に掲載されました、町内会あす未来という中で提示された活動でございますが、七飯町の青葉台町内会でラーメン工房を開いている。それから下のほうに、帯広市の連合町内会では毎年、月に1度ですね、こうした講師を呼んで話を聞いて、一緒に朝食会を開いていると。それから次のページでございますが、これはかあちゃん食堂たまりばということで、これは江差町でこうした活動を展開しているおばちゃんがいると。それから次は留萌市の例でございますが、地域通貨を導入して、ここはるるという名前で、記帳式でやってるようでございますが、非常に地についての活動を展開していると。それで地域通貨は栗山地区が有名でございますが、あと大空町でも地域通貨を導入して活動を展開しているところがございます。それからこれは最後の資料でございますが、指定管理者としてコミュニティセンターを存続させたという夕張市の例でございます。

ちょっと予定時間が来てしまいましたが、最後に結論をちょっと申し上げたいというふうに思います。今回のこの町内会事業法人制度の創設につきまして、町内会というのは任意団体であるということで、当初より除外をされておりました指定管理者制度、こうしたものの適用が受けやすくなるという期待がございます。それから、私ども平成14年、15年に北海道町内会連合会として、社団法人を取得すべく道のほうと相談をしたことがあるんですが、その時の、これはもう担当者の方の名前は忘れてしまいました

が、担当者の方のお話ですと、町内会というのは親睦団体だと。それから、会員だけに対する活動でないかと。いったようなことで、公益性がないということで、私どもの活動が理解していただけませんで、公益法人を取得することができませんでした。そうしたようなことが、このような制度ができればなくなるだろうと。それでまた私どもサイドにしましても、こうした私どもの活動が公益性があるということを認めていただけますと、助け合いの精神で、それぞれの地域で有している地域力を有効に活用しようという機運に結びつきまして、活動の幅もまだまだ広がっていくだろうということが期待できるというふうに思っております。そうしたようなことから、今回の道州制制度の導入に伴いまして、このような制度ができますことを、私どもとしては大変歓迎をしているところでございますので、何とぞ前向きのご検討をよろしくお願いをいたしたいと存じます。

最後の資料に、北海道町内会連合会の関係の資料もございしますが、時間がもうオーバーしましたので、私の話をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今、北海道町内会連合会代表理事の佐藤浩氣さんのほうから、町内会事業法人制度の創設に関わる案件について、提案の趣旨等々について説明がありました。

只今の説明等に関しまして、ご意見あるいはご質問があれば、委員の先生方お出しただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

どうもありがとうございました。

佐藤会長のすばらしい活動のお話を伺いまして、本当にご苦労様でございます。ありがとうございます。

ちょっと質問なんですけれども、これ町内会が法人格を取ることになりますとね、NPOとか会社も同じですけれども、基本的には会社組織みたいなものになりましたね、今皆さんがボランティアでやることが仕事になっていくような、逆な意味です。ね、むしろ今のような取り組みを地域でやられている、コミュニティのボランティア精神によって支えられているその活動というものがあって、その中で何か事業をこの町内会としてはやりたいと、ここにあるような乗り合いタクシー事業だとか、お弁当事業だとかいう、プロジェクトごとにですね、NPOにするだとか、別会計にしてやってみるだとか、ということでも十分にできるような私感じも持っております。町内会がみんな事業法人化になっていったら、仕事になっちゃったら、皆さん逆にですね、大変なんじゃないのかというような気もいたしますけれども、会長その辺はいかがなんでしょうか。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

私どもはあくまでも、この法人格を取得したからといって、取り組んでいる活動を仕事としては捉えないというふうに捉えております。それで、今委員のお話ありましたように、仕事として捉えますと、今度は会社とね、変わりなくなると、いかにしてその経営を効率よくやるかとか、例規をどうするかとか、そういうことにつながってまいります。私どもとしては、私どもそのものの活動はあくまでも地域に還元するんだという捉え方をしておりますので、地域の高齢者の方々に還元をすとか、それから地域の高

齢者の方々を集めて農園をね、作って、そこで暇にまかせて作ったものをね、地域の方におすそわけをして、それでみんなで、それをもとに鍋を囲んで今年も元気で収穫できたねといったことで消費をすると、使っちゃうと、いったようなことでございますので、そうしたような活動の幅がちょっと広がると、すぐ税金をかけるとかね、何とかということとされると、困るわけで、そうしたあくまでも地域の人達の活動によって得たものは、形があるなしにかかわらず地域の皆様方に還元するんだという精神で、これからもいきたいなというふうに私は思っております。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。
佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

お疲れ様でございました。
ちょっと今の宮田委員とも似たようなことになるのかも知れませんが、今日お話いただいた資料の中にですね、いろいろな事例、それぞれの町内会、自治会さんご努力なさっているものがあるんですけども、現状でもこういった努力をしておられる町内会がそこそこあるわけですね。それで例えばこういう活動をしていく上で、事業法人、つまり法人格をきちんと持ってないと困るといったような点があるとすれば、どんなところなのでしょうか。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

それぞれの地域に地区会館などがございます。これは、行政で運営するべく建てられまして、行政で運営管理していたところが、こういう時代でございますので、民間の方にですね、その地区会館の運営を任せたいといった場合にですね、私どもでもそれだけの人材を有していて、それこそボランティア活動で、地域のためにこれはどうしてもあつたほうがいいので、私どもで何とか運営をさせてほしいということで、手をあげてもですね、あんたがたは任意団体でないですかといったことで、なかなか認めてもらえないということが、今までは起こっておりました。そうしたようなことが、これからは、本当に運営できるかどうかという、シビアな審査を通過すればですね、私どももそういうことが可能になってくるのではないかとというふうに思っております。

○井上会長：

山本委員。

○山本委員：

いろいろご説明ありがとうございます。
これは佐藤会長にお聞きするというより、事務局にお聞きすべきことなのかも知れないんですけど、私本当にわからないので単純な質問なんですけど、この地方自治法の枠組みの中で、今コミュニティビジネスの法人格取得の議論をしておりますけど、会社法とか商法とかとは、どういう両立ができるのでしょうか。それとは抵触せず、地方自治法の枠組みの中で解決できるものなんでしょうか、そもそも。

○出光地域主権局参事：

法人格につきましては、例えば民法で、私法上ですね、法人格がございまして、公

益法人もそうですし、広い意味では商法法人も私法の法人になってまいります。NPOも私法上の法人格ということになります。この場合は自治法上の法人格ですので、公法上の法人格ということになります。公法上の法人格でいけば、地方自治体も公法上の法人格と。それに連なる法人格という位置付けになってくるかと思えます。

○山本委員：

だとすると、それとは別の枠組みで、当然民間企業もコミュニティビジネスに参入してますよね。そこで、今会長がおっしゃったことと論点が一致してくるんですけど、指定管理者制度で競合するとかしないとか。別の法律によってコミュニティビジネスに参入する、定款がどういうふうにしてるか別ですけど、それぞれの法人がいい意味でバッティングして、よりよいほう指定管理者になっていくというような、そういうイメージの話というふうに理解、その論点においてはそういうイメージを持っていいんですよね。そういう筋の話と理解していいですか。

はい、わかりました。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

私は先生のおっしゃることと同じ意見です。

○山本委員：

ありがとうございます。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

仮にですね、こういった町内会の事業法人化というのが認められたとして、佐藤会長のおおよそのところでいいんですけれども、どれぐらいの町内会がこういった法人化されるというふうに思っておられますか。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

スタートされたから即ですね、一斉にということにはならないだろうと。これはいくつかの、これを機会にいくつかの連合町内会長の方にお話をしたんですが、ものすごく興味を持って、実際に活動していく中でこの制度を利用して、もっと活動の幅を広げたいという方と、まあまあ様子を見てからという方と、2通りに大きく分かれるようでして、こうした制度ができたから即、自分達の町や村で町内会が活用して、活動の幅を広げようという意欲的なところは、どんどんそういうことで進むでしょうし、また、遅れてですね、徐々にそうした拡がりを見せていくことになるだろうというふうに思っております。

○井上会長：

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

今後もうちょっと検討が必要な部分がまだありますのでね、慎重といろいろとご意見いただきたいんですが、例えば、法人格を持ってコミュニティビジネスに入った時に、分裂をしてですね、片一方がNPO法人を作ったとかです、だんだん町内会がバラバラになっていくとかです、いろいろな競合もあるわけですよ。とかいうようなことも想定していかなきゃならなくなって、本来の町内会という、この地域の、緩やかにですね、すばらしい活動をしている団体がですね、逆に違った意味でですね、想定されるようなこともあると思いますので、今後またいろいろと検討していかなきゃならないところもあるような気もするんですけども、いかがですか。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

町内会を見る基本的な見方として、性善説で見ていただきたいというふうに思いますので、当然法律ができましたらその法律をくぐってですね、一儲けしようとかね、そういう方もいることはいるんですが、いいじゃないですか、そういう方がもしいたとしても。そういう方も全部含めて町内会なんです。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

では、佐藤さんに道民提案の趣旨について説明していただきましたけれども、お忙しいところお見えいただきまして、ありがとうございます。

これで意見の聴取は終了にさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

○佐藤北海道町内会連合会代表理事：

ありがとうございました。

(会場内から拍手)

○井上会長：

ではこれから、委員会を再開したいと思いますので、事務局、前の方に席、戻ってきてください。

只今の件について、一応ですね、取り扱いを検討させていただきたいと思いますが、私のほうから1点だけ事務局に確認なんです、これ結局、認可という形になってくると、これは知事の権限になるということで理解はよろしいんですか。

○出光地域主権局参事：

制度設計としましては、不動産保有のために、既に260条の2がありますので、これは市町村長の認可ですので、これと同じ、似たようなケースになりますから、市町村長の認可という制度設計になるというふうに思います。それでその場合に、要するにそういう細かな制度設計をですね、北海道知事にやらせていただく、北海道知事と言いましようか条例で決めさせていただきたい。これまでの世界ではそういうところまで全部国が、これまで総務省が決めて、自治法改正で全部決めて、これは市町村長の権限ですよとこと細かに決めたわけですけども、そこの細かな設計を北海道側にやらせていただきたい。おおよその法人格を作るところは、これはどうしても法律でないと法人格は創設できないものですから、自治法で決めていただいて、細かなところのシス

テムを、制度設計を北海道知事にまかせていただいて、実際の認可は市町村長にと。そういう構成で考えております。

○井上会長：

ありがとうございました。

国から権限移譲というのは、これも難しいことなんだけど、それを今後受けた形でどう道内で適用するかということの、今言われた制度設計、許可、認可の要件とか、先ほど宮田委員のほうから出てた様々なことが、どういうふうクリアされるのかということの問題点もあるので、ということでお聞きしました。

それで、これにつきましてですね、ご意見等々あれば、今後の取り扱いです、ご意見お出しただければと思います。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

先ほど法人の説明があって、公益法人法というのができましたですね。あれとの関連はちょっと私は頭の中に入っていないので、できればその辺のことも資料とか、何と云うか、関係があるのかなのかよくわからない部分がありましてですね、お願いできればというふうに思います。

○林委員：

今のに関連して、やはりNPOを取って活動をしている町内会も実際ありますので、NPO法人とどう違うのかというのがないと、ちょっとイメージ湧かないですね。それと、今後の制度設計なのかも知れませんが、町内会にこういう事業法人で立ち上げるというのを、例えば町内会の何割の人が賛成したらそうなるのかというあたりは、随分と住民としては不安ですね。一部の幹部がそれこそ金儲けに走ると言ったら変ですけど、何か特定の目的で。それと、町内会の場合はやっぱり成り立ちからして、ちょっと行政の、何と云うんですかね、いろいろとお手伝い機構があって、そこがまた都市部では参入が少なくなってる理由でもありますよね。その辺りではもう少し何かイメージがないと、この期待される効果だけでこれを提案するというのは、ちょっと私としては難しいかなという気がしています。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

多分、表に出ないこととしては、サードステージとかの提供、ある種の提供で、通常企業がカバーできない年齢だけでも、非常に能力が高い人達の働く場所の提供という意味もあるのかななんて話を、会長の話を伺いながら付度してたんですけど、ただそのことだけではやはり今皆さんおっしゃっているようにクリアできない。リスクがあってもね、やらなきゃいけない価値があったら、飛び越していいと思うんですけど、まだちょっと何かその価値みたいなのが、確定的じゃないような気がしてますね。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

○五十嵐副会長：

心配もわかるということの反面、制度設計案件という意味でも是非ちょっと検討してみてはいかがかと思っています。その中で、多少具体像が明らかになれば今の委員の意見もかなりクリアできる部分もあるのかなと思いますし、事務局サイドそのものがまだ多分イメージがぼやっとしてて、この効果だけが先走ってる気もしますので、ちょっと例えばの制度設計みたいなものを考えながらでもいいのかなというふうに思います。

○宮田委員：

今、佐藤会長の中で、何が一番法人格でほしいかと言ったら、実は自分達の町内会館のね、市からの指定管理をね、受けられないんだということだったりとかしていますので、やはりそういった意味ではね、そこの部分で市や町村の建ててる会館を、運営をやりたいんだという町内会があった時にはね、まずそこから始めるだとか。今のお話聞いてたら、そこが一番困ってるみたい。他のことはだって今でもできることですよ。できますよね。その辺のところちょっと整理してもう1回示していただければと思います。

○井上会長：

どういうふうに收拾していいのかちょっと困ってるんですが、今、委員の先生方から出た意見というのは、基本的にもう一段の詰め、制度設計も含めてですね、もう一段の詰めというのが必要なのではないかということだろうと思うんですね。それでこれ、新しく発足した指定管理者制度なんかの部分も含めて、では今のままで、今はできないけれどもこの町内会事業法人制度というものを導入すれば、新たに何ができるようになるのかというようなところが、もう少し目に見える形でということになるんだろうと思うんですね。逆に言うと、これはだめだというような反対意見でもないということなので、この種の部分というのは誰も多分目先的には困る人はいないんだろうとは思っています。ですからそういった意味では、前に向かって一歩前進していくということも可能だろうと思うんだけど、早急により具体化、論点を整理していただければというふうには思うんですね。これがだいたい全体としての意見だろうと思いますので、そのところを、次回になるのかどうかわかりませんが、整理してお出しいただければというふうに思います。

それでこれは、次回何とか具体的に成りそうですか。ならなければ先に行くことになってますが。次回論点整理して、次回というのはかなり答申に近い形であげてもらわなければもうだめだと思いますが。どこまで整理できるのかというのは、当然見極めなければいけないので。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それで、あと、先に地方自治のほうを片付けましょうか。

⑧の地方自治法規密度。これについて、最初に事務局から説明いただけますか。

○出光地域主権局参事：

はい。⑧、資料でいきますと78ページでございますが、ちょっと間違えて古い資料が入っておりましたので、先ほど休憩の時に最新版で差し換えをさせていただきました。⑧と入ったものが新しいほうでございます。

それで、地方自治法の規律密度の緩和と、大変いかめしい名称で副題をつけておりますけれども、この規律密度の緩和と申しますのが、国がいろんな法令の形で事細かに物事を決めて、はいこれでやりなさいと。あとはそれに忠実に従って自治体が仕事をするわけでございますけれども、分権改革全体の流れの中で、そういう事細かに国が法令で

ものを決めるということ自体をですね、少し変えてもらおうと。おおよその方向、大雑把な、大綱的な方向というのを国が決めるというのは、そこまではいいけれども、あと具体の細目は自治体側に任せてほしい。まさに条例でもって具体の細目を決めて、各地域独自に運用していくと。そういうことを、これから分権改革の中で必要ではないかというのが、この規律密度の緩和というタイトルで言われているところでございます。

そこでこの⑧の解決したい問題といたしまして、この分権改革を進めるに当たって、いろいろ環境ですとか福祉ですとか、個別の縦割り分野ごと、それぞれの分野ごとで分権をしていく。今日ご議論いただきましたリサイクルなんかもそうですけれども、ああいったところを個別に分権をして、条例にいろいろ委ねさせてもらうということだけではなくて、北海道内の自治のかたちそのもの、いわば自治法になりますけれども、自治のかたちそのものも北海道でもっと考えて決めていくと。そういう姿にしていくことが必要ではないかということでございます。

そこで発想のポイントとしまして、この自治のかたちについては、地方自治法において詳細に規定をされているわけでございますけれども、将来の道州制というものを展望するならば、自治体の主体性に一層重きを置いた仕組みへと、この地方自治法を進化させていく必要があるのではないかと。そしてまた、分権改革を進める中で、この法令の規律密度を緩和して、条例に任せていくということが大きなテーマとなっているんですけれども、実は自治法それ自体についても、もっと規定を簡素化して、細目を自治体の条例に委ねていくということをやっていくべきではないかということでございます。

そこで右にいきまして、提案内容の検討状況、まだ完全に詰まってるわけではないものですから、検討状況といたしましたけれども、この地方自治法を全部、1から10まで全部見直すということになりますと、これはもう道州制そのものの制度設計に入ってしまうものですから、むしろ道州制特区としては、この自治法のどこか一部分をテストケースとして、この規律密度を緩和するという方法がいいのではないかとということを検討しております。その、どこか一部分というところをどこにすればいいかということ、例えばテストケースとして、財務に関する規律密度を緩和をして、北海道は複式簿記・発生主義を自治体の会計に全面的に導入すると。そういうことを軸に、財務に関する規定を、あとは条例に任せていただくというふうにすることなどが、テストケースとしては考えられるのではないかと。

そこで、期待される効果としまして、このあくまでテストケースとしての財務に取り組んだとした場合の期待される効果ですけれども、民間準拠の機動的でわかりやすい財政運営が行われて、複式簿記と発生主義の会計を通じて、公務員、職員もですね、コスト意識を持つということが期待できるんじゃないだろうか。それから民間用の安い会計処理ソフトが利用できるということが、メリットとして考えられるのではないだろうか。それから、総括的にこの自治の仕組みを北海道内で、自ら制度設計するという経験が道と市町村に蓄積できるのではないかと。今まではこの自治の仕組みというのは、専ら国が決めて、国が考えて、それを自治体が受け取っていたというのを、今度は自ら制度設計をしていくという経験が我々北海道側にも蓄積できるんじゃないかということが期待されるわけでありまして、ただ課題といたしまして、これはもう非常に自治の根幹に関わることでございまして、市町村への影響も大きいということから、この財務をテストケースとすることがいいのかどうかということも含めてですね、更に十分な道内議論が必要ではないかというところが、現段階での検討状況でございます。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今、地方自治法規律密度という点に関しまして、事務局のほうから資料の9に基づいて説明がありました。

この点につきまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○佐藤委員：

こういう地方自治法そのものに取りかかっていくということは、非常に大事なことだと思いますね。個別の法律そのものの規律密度と言いますか、国の管理を道に移すというようなものも必要ですけども、地方自治法そのものに取りかかる、非常に重要なことだと思います。

ただ、テストケースとして財務、私ちょっと財務がわからないものですから、何とも言えないんですけども、確かに民間のやり方というのがですね、よろしいのかも知れないんですが、やっぱり公的な会計と言いますか、これについてはそう単純にはいかならないのではないだろうかというのを、どこがどうだというのを説明するのはなかなかできにくいんですけども、しかしながらそう簡単に複式簿記、まあ複式簿記はわかるんですけども、発生主義でいいのかどうかということに、若干疑問がないわけではありません。

それで、むしろ、私が自治法を取り上げるとすれば、持ってきてないんであれですけど、96条の2項のですね、地方議会の議決事件のところですね、あれが法定受託事務に関するものを除くとかこう、かっこ書きがありますね。ああいうものを取っちゃうとかですね、監査、検査についてもそんなことが書いてありますね。ああいうところを何か北海道について、取れないものかなと。そうすると今、地方議会は何してるんだという声がいっぱい聞かれるんですけども、事実上議会は、法定受託事務の部分については、全く関われないわけではないんですが、非常に微妙な形で決着がついたようなつかないような話になってますんで、そこのあたりをもう少しはっきりする。これはいいのではないかなというふうに思います。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

今、佐藤先生のほうからご指摘のあった部分というのは、これは、今の段階では事務局は、佐藤先生がおっしゃられた議会儿んぬんのところをまとめて、第2次答申に出すというような作業というのはやっていますか、やっていませんか。

○出光地域主権局参事：

今いただいたお話ですので、次の機会に向けて96条ですとか、その関係の資料をですね、また用意をしてですね、ここでご議論をいただこうと思っております。

第2次答申に向けてと言いますと、非常に影響の大きい法律ですので、相当十分な道内議論がこの件に関しては必要ではないかなというふうに思っております。

○井上会長：

そうすると、今、それを受けてですけれども、今ここで提案なさっているですね、財政運営に関わる部分、ここについては、この紙1枚しか今日は出てないんですが、これを第2次答申に盛り込むという形での作業は、当該部署で進んでいるかいらないか。

○出光地域主権局参事：

そこまではまだ進んでおりません。

○井上会長：

ということは結局、こういうような形で出ているんだけど、第2次答申には盛り込めないという判断をされてるということですか。

○出光地域主権局参事：

はい、事務局としてはちょっとそこの作業は間に合わないと思っております。

○井上会長：

そうですか。わかりました。

ではこの⑧の部分については、これはいずれにしても第2次答申に盛り込むことが準備の観点からは難しいということで、第2次答申以降の答申の中に盛り込む形で検討するという形。形、形って何回も言ってる。よろしゅうございますか、それで。

○出光地域主権局参事：

すみません、ちょっと補足いたしますと、財務関係というのは非常に多岐にわたって相当詰めなきゃならないものですから、作業は間に合わないと思います。ただ今日承りました96条の関係ですね、これは佐藤先生にも後ほどお教えいただこうと思うんですけども、既にこの96条のカッコ書きの関係で、学説の中にもですね、相当研究の蓄積があって、かなり詰まっているテーマだとしますとですね、それは早急な準備ができるかと思うんですけど、そこのところはちょっと申し訳ございません、私ども知識がないものですから、後ほど佐藤先生にお教えいただければというふうに思っております。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

この規律密度緩和というのはとてもいいと思います、まず。それで今の話、例えばテストケースなんでしょうから、財務もあれば、先生のおっしゃった96条の2項もあるでしょうし、他にもテストケースとしていいであろうと思うものは、あるんだと思うんですね。ただ、ここを最初に今説明をお聞きした時に、最も課題だと言われるところに果敢に切り込むのかなというような印象も持ち、それはそれで非常に悪くないことだろうとも思うんですが、ならばなおさら準備をしないと切り込みにくいので、そういう意味では、非常に前向きな意味で、精査をして準備をしていただくのに賛成したいと思います。

○井上会長：

ありがとうございます。

出光さんが言われた部分がちょっとよく理解できないんだけど、私が先ほど説明した中で、例えば佐藤委員の提案の部分は第2次答申に織り込むことができますかと言ったら、答えはNOですね。しかし今言われたのは努力してみますという話ですか。

○出光地域主権局参事：

申し訳ございません。改めてご説明しますと、財務関係というのは私どもこれまで1つの例として若干の検討はしてまいりましたけども、相当これは結構な詰めが必要だなということで、これは第2次答申には間に合うようなですね、作業にはならないだろうと思います。

それから、佐藤先生から今日お話がありました、96条2項のカッコ書きを取るという改正の部分につきましては、私ども今日承ったお話ですので、そこがどの程度、言葉はあれですけども、どの程度単純な改正なのかどうかと。そこに学問的な既に議論の蓄積があって、ここをこうすればこういいんだということが、もし、もう既に学問的に明解になっているというのであれば、これは迅速な準備が可能であろうと思いますし、それが学問的にまだまだ議論の余地があるということであれば、これは私どもがまた第2次答申に向けて、それに間に合わせるように詰めるということも難しいのではないのかなというふうに思っております。

○井上会長：

佐藤委員一言。第2次答申に間に合うのか間に合わないのか。そこに向けての作業は可能なのか。

○佐藤委員：

非常に乱暴な言い方をすれば、いくつもあるカッコを取るだけですから、無理ではないというか、やることはそんな難しくはないです。ただ、非常に影響がですね、ある意味影響が大きいと言いますか、前の地方分権推進委員会の中でも十分に詰め切らないまま、ある意味各府省とですね、分権派のほうとのやりとりの中で、カッコ書きが残されてきたという経緯がございますので、そう簡単にはですね、相当な理論的な武装をしていかないと、実現は難しいような気もいたします。ただ、分権を掲げている先生方は大概、これはいらんなどというイメージは持ってはいるんですけども、そんなところですから、この忙しい時間と言いますか、この11月末までをメドとしたそういうところでは、ちょっと厳しいかも知れないなという感は持ってます。

○井上会長：

わかりました。

時間の関係があるので、ちょっと仕切らせてください。

今、佐藤委員がおっしゃられたこと、難しいのかも知れないということでしたので、また改めて、事務局で論点を整理しながらですね、佐藤委員あるいは今日ご欠席ですけども、福士委員とご相談して、対応を決めてください。

ただ、一番大事なところは、これは佐藤委員もそうけども、その前に山本委員が発言された、山は高く険しいということですので、軽装で高い山に登らないようにしっかりと準備をやっぱりですね、していつて耐えるように、そして勝ち取るように努力していただきたいということ。そうでなければ、次回以降のということをお願いしたい。そういうことでよろしゅうございますか。

ただ1点だけちょっと。これそれにしても、自治のかたちを自ら決めるという、そし

て地方自治法の規律密度の緩和というのは、これはちょっとあまりにもタイトルが大きすぎる。その中の一部をやる、そしてテストケースです。これはサブタイトルにするにしても、何かもう少し明確なものをつけていただくように、ご検討いただきたいというふうに思います。

あと、もう進め方がぐちゃぐちゃになってしまってます。

通訳ですね。

あと地方自治のところで一言だけ。今日ですね、少し事務局からも説明賜ろうと思ってたんですけども、積み残しになっている⑩の緊急自動車。この部分も、これはここで何回か別な形でね、医療か何かをやる時に、多分五十嵐委員だったと思うんですけども、要するにあの時はタクシーか何かの話だったと思うんですが、このところは道警との問題もあるんでしょうけれども、うまく詰めていければ、これは答申という形ですね、出せるように努力をしていただければと思う。そこの段階でボツになる可能性もないわけじゃないんだけど。あと176のところ、これも答申に盛り込めるかどうか検討いただきたい。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

今の緊急自動車については、ご承知かと思えますけども、何か横浜市で新しい条例が作られたかのように聞いておりますが、お調べいただければと思います。

○井筒地域主権局次長：

何か構造改革特区で出ているというのは側聞しておりますので、その辺も含めて何かできないか検討します。

○井上会長：

よろしく申し上げます。

それを申し上げましたのは、地方自治のところが、3つの柱だったんですけども、ひょっとしたらというところが頭をよぎったものですから、何とか頑張って1本でもということがありますので、お話をさせていただきました。

ではですね、もう時間もあまりないのですが、事務局の幹部がもう全員、1時ですか、呼び出しくらってるの。

(川城地域主権局長～緊急提案の議会への提案がありまして。)

議会でね。今日新聞に出てたやつでしょ。

それで、観光のところですよ。

1時までにはいかなきゃいけない。ご飯を食べて。

ですから少し、もうあとはあれなんですけども、地域限定通訳案内士のところと、先ほど確認しましたけども特定免税店制度、これはまだ準備ができていない。それで、外国人人材受入れ。このところ2つ一緒に結構ですので、簡潔に説明していただければと思います。

○田中地域主権局参事：

はいそれでは、資料の46ページでございます。地域限定通訳案内士試験の基準等の緩和。

現状でございますが、北海道洞爺湖サミットの開催等を契機に、外国人観光客、14年28万人が現在60万と、ますます増大するであろうと。それで、こうした中で外客誘致法等の改正によりまして、全国一律の通訳案内士の他に地域限定通訳案内士の制度ができた。それで北海道といたしましても、今、外客来訪促進計画を策定し、20年度から試験の実施をするべく準備を進めております。

それで課題。試験基準等を国が定めておりまして、道のオリジナリティを發揮できる部分が制限されていることから、例えば試験の回数とか、点数とか。

目指すすがたといたしまして、試験基準の緩和。試験基準の決定権限の移譲というか、条例委任と申しましょうか、ちょっとそこまではあれですが、一応緩和という表現をさせていただいております。それで、北海道独自の方法の設定によって、地域に精通したガイドを養成したい。

その結果、幅広くユニークな人材の確保が可能となり、北海道観光のホスピタリティの向上が図られるという形で整理いたしました。

次の47ページでございます。

これは国が、外客誘致法の関係で基本方針を定め、都道府県は外客来訪促進計画を作ることができますが、その時には国の同意が必要であるという状況でございます。それでその下にちょっと補助制度を書いてございますけども、観光ルネッサンス事業というのも併せて創設されまして、第三者委員会で厳選されておるとの記述がございます。

めくっていただきまして48ページでございます。

これは通訳案内士につきまして、いわゆる国家資格である全国共通の通訳案内士、あと都道府県限定の地域限定通訳案内士という形で、2本立てになっておるという整理でございます。

次の49ページは、前回ご報告いたしましたので省略させていただきます。

50ページも非常に中国語、韓国語等の通訳士が少ないという話。

それで51ページ、新しい資料でございます。

11月16日に地方分権改革推進委員会で中間的な取りまとめが出されました。その中で外客来訪促進計画が項目に上がっておりまして、地域に関する観光施策は地方に任せ、国は国際的な施策に重点化すべきと。外客来訪促進計画は、国の同意の対象範囲は税制上の特例措置に係る部分に限定するなど、関与を縮小すべきということで、以下のようなメンバーで議論がされておるということでございます。

それで52ページでございます。

ここは一応試験実施基準を北海道に、緩和をして、北海道独自に定めたいという趣旨を入れてございます。

以上が一応通訳士。

それで続きまして55ページ。外国人人材受入れの促進ということでございます。

とりあえず今般、観光振興特区ということで、通訳士とペアで一応人材受入れということで。これはかつて構造改革特区で提案したもののリバイバルと申しましょうか、リベンジというイメージでございます。

それで現状のポツ2つ目。宿泊施設で母国語が通じることは大変よいことだということで、道内施設の9割が外国人を受け入れておりますが、英語のできる職員がいる施設が約半分、中国語が17%、韓国語は9%に止まっているということから、出入国管理法で一定の要件を満たすシェフ、インストラクターについて、現実に3年又は1年の滞在期間を認められておりますが、範囲が極めて限定と言うか、非常にレベルが高いということから、あとまた国際研修協力機構が研修という制度で1年に限りまして研修制度もでございます。そういう中で、いかにして長期の滞在を認め、北海道観光に精通した外

国人人材を確保して、外国人観光客の対応力を、ホスピタリティを伸ばすかという必要があるということから、観光業務に従事する国人人材の確保ということで、出入国管理法において3年又は1年の滞在が認められている、シェフ、インストラクター、これは活動基準としては、いわゆる本邦の公私の機関との契約に基づいて、熟練した技能を有する者ということでございますが、そこにつきまして北海道におきましては、観光関連業務に従事する、高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなどを追加したい。また対象者として、ホテル業務について3年以上の実務経験を有し日本語が堪能といったものを、新たにというか、北海道で定めたいということでございます。

これがひいては下にございますが、外国人観光客へのホスピタリティの向上につながるということでございます。

めくって56ページでございます。

56ページで、これは現行の在留資格でございます。下から4つ目のコマ。人文知識・国際業務とございますが、ここで外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する者、例えば通訳など、3年又は1年。あと技能、これは特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する者、外国料理のシェフということで、一応3年又は1年と。こういう定めになっておりまして、ホテルマンとかも通訳クラスであれば問題ないということでございますが、いろいろ事細かに決まっております。

めくっていただきまして58ページ。

16年に構造改革で出しました時に、外国人ホテルマンなどを対象といたしまして、接客に係る技能を有する業務というのを先ほどの表に追加してくれという提案と、あと併せまして料理、シェフさんとか、スポーツの指導者もそうなんですけども、外国人ホテルシェフとか、ラフティングなどのアウトドアガイドでございますが、期間も延ばしてくれと、2本立てでいってございました。ところが国の回答は、先ほど見ました人文知識・国際業務に係る活動を行うことが証明されるのであれば、在留資格を決定することは可能であると。要は、資格基準を満たせば今でもできるということでございます。

ちなみにそれで、いろいろ実態を見ますと、18年度の訪日外国人来道者の形態・満足度調査というのがございまして、4番にございますが、いろいろな国から1,581人が対象で観光が約1,500人程度。それで調査結果。全体として、旅行先から北海道を選んだ理由、魅力的、評判がよい、知名度が高い、直行便あり便利、治安がよいと非常にいい結果が出ております。

60ページをめくっていただきまして、また来たいかと。95.9%また来たい。それで、今回の北海道旅行の感想は、満足した90%。それで右の表でございますが、北海道を訪れたのは何回目か、始めて76.8%、2回目以上リピーター23.2%といった調査もございます。

それで62ページには、図表9というところですが、外国語での会話ができる社員がいるかと。6割ぐらいがおると。いないのは4割ぐらいと。それで中国語、韓国語が非常に少ないといったデータとか、あと63ページの真ん中の表では、外国人宿泊客からのクレーム。母国語が通じない17.2、母国語の表示の案内板が少ない12.4、テレビが入らない9.1などなどでございます。

それを受けまして64ページ、新旧でございます。

新旧は、現在先ほど見ました出入国管理法に基づく、ホテルマン、シェフ、インストラクター等につきましては、在留資格といたしまして、人文知識・国際業務、あと技能というふうに一応整理されております。それでホテルマンにつきましては、翻訳とか通訳とか語学の指導など、この程度のレベルが求められる。また、シェフ、インストラクターにつきましては、シェフについては、外国で考案され日本で特殊なものについて10

年以上の実務経験と。あとインストラクターはスポーツの技術、技能について3年以上の実務経験。これは実は、そうは言ってもですね、66ページをちょっと見ていただきたいんですが、66ページ。

66ページで、ホテルマンは通訳ということで、それぐらいのレベルなんですが、その66ページの一番下の表で、下から3行目ですが、スポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他国際的な競技会に出場したことがある者でと、非常にレベルが高くなってございます。

従いまして、64ページに戻っていただきまして、ここはここまで、オリンピックに出た人までいいから、もう少し一般的な方でも在留できないかということで、ホテルマン、シェフ、インストラクターにつきまして、観光サービス技能という在留資格というのを設けまして、3年以上実務経験があるとか、日本人と同等額以上の報酬をもらってるとか、そういう人に長期在留を認めてはどうかということでございます。

ということで、特区提案にしたいということで、以上2点でございます。

○井上会長：

ありがとうございます。

本来個別に審議するところ、説明いただくところ、併せて2件説明をもらいました。

まず、地域限定通訳案内士。これは前回も議論したところでございますけれども、答申という形でもっていくということまではよかったと思うのですが、今の事務局の説明で何かご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

1つ教えていただきたいんですけど、新聞報道でも数日前にあったかと記憶してまますけど、11月26日、今週の月曜日に内閣府で観光立国推進戦略会議が開催され、そこでこの地域限定通訳士の議論もあったように、さらっと書いてありました。国の設定なんかをもっと緩和せよみたいな話なのかどうか、その内容についてご存知でありましたら、教えていただけないでしょうか。

○下岡観光のくにづくり推進局主査：

誠に申し訳ありません。今日担当のほうのですね、ラインのほうがちょっと議会のほうに行っておられてですね、ちょっと承知しておりません。申し訳ございません。

○田中地域主権局参事：

すみません、宿題にさせていただきます。

○山本委員：

16日にこういうのが出てる、その10日後であれば、もっと踏み込んだ議論の可能性もあるかと思うので、確認をお願いしたいと思います。

○五十嵐副会長：

その確認を待ったほうがいいのかも知れませんが、資料46ページ、ちょっと確認なんですけれども、この地域限定通訳士の資格基準を、ここでは緩和を要求しているんですが、私の前回の議論の理解では、緩和ではなくて権限移譲、要するにその試験の基準ですとか、内容ですとかを、知事権限にという意味だったのかなという理解

で、例えば英検 2 級、佐藤先生が言ってたとおり英検 2 級とか、なぜ TOEIC が入ってないかとか、中国語とかそういった語学のほうが少ないじゃないかとかという意見だったと思うんですけど、どうでしたでしょう。

○井筒地域主権局次長：

緩和という表現自体とその内容についてご指摘があったと記憶しております。

○五十嵐副会長：

緩和じゃないような気がするんですね。むしろ、レベルアップを図るとか、質の向上を目的としているので、緩和というのはですね、ちょっと違和感を感じるのかなというふうに思います。

○井筒地域主権局次長：

前回もご指摘あったと思います。すみません。

○田中地域主権局参事：

今回のご議論を踏まえまして、命名を含めちょっと整理いたします。

○井上会長：

お二方から意見、質問が出てまいりましたので、私も新聞で、山本委員が触れられたこと、私が見たのは北海道洞爺湖サミットにおいてという形で、ここの会議をやっている議事録が外にもう出てしまっているのかなというふうに思ったけど、議事録はここ数回できてないので、そういうこともないのかなというふうに思う。

いずれにしても、国が先行してやるにしても、まだ実現していない段階。そして我々は我々独自で少なくとも議論してきたものですから、今のお二方の意見等々も踏まえてですね、答申の形でまとめるように鋭意努力をしていただきたいと思います。

それであると、2 件目にあった外国人人材受入れについては、議論するのは今日始めてですが、いかがでしょうか。

もう 1 回チャレンジをするということですが、私 1 点だけちょっと。

これホテルマンというのでいいんですか。

最近いろんなところでこれが話題になってて。

○田中地域主権局参事：

前回の 16 年の構造改革特区の提案では一応外国人ホテルマンということで、国には提出しておりますが。すみません。

○川城地域主権局長：

パーソンという意味ですね。

○井上会長：

そうです。

そこはきちんと調べておいていただければいいという程度のものです。

そのほかいかがでしょうか。

一応答申の形でまとめさせていただいて、またその段階で、議論が不十分ですので、何かあればまた加筆訂正するというので、ご配慮いただければというふうに思います。

それでポイントはこの2つ、プラス今日も出ていない特定免税店制度ということも3つ一括りにして、観光振興特区という形でまとめたい。

それでいずれにしても、環境のところ、観光のところ、これはもう北海道洞爺湖サミットということを見ただけのものですから、時機を得て、タイミングを得て、出していくという形にさせていただければというふうに思います。

それでですね、今日12時に終わる予定だったんだ。心の中では12時に終わりましたよなという。

それでですね、申し訳ありません。あと1点あれを。75の空港一括管理ということで、事務局のほうで、前回いろんな議論があったのは承知しておりますので、それらを踏まえてですね、一応説明いただきたい。特に私もあの後いろんなものを見てると、全国知事会あたりのところで、やっぱり空港の一括管理というのは、これは地方分権の1つの目玉のように扱われているわけで、そここのところの論点を整理しながら、今日は結論に至らないかも知れない、もう15分でやめるつもりなんですけど、事務局のほうで新たな資料で説明いただきたいと思うんです。

○田中地域主権局参事：

それでは資料の67ページお願いいたします。

空港の一括管理に係る論点整理ということで、一応追加資料ということで、前回うちの交通企画のほうから空港全体の概要についてご説明がありました。それで只今分権の議論とかという点を含めまして、追加資料とさせていただきました。

まず1点目、地方分権の推進。まず論点。国と地方の役割分担を考えると、空港管理は誰の仕事かという点でございます。それで過去の経過です。平成15年12月、経済財政諮問会議に高橋知事がまいりました時に、国管理空港の整備・管理権限の移譲を提案いたしました。その資料はその次のページ、68ページについておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。それで次に18年2月、第28次地方制度調査会答申、いわゆる道州制の関連でございますが、道州制の下で道州が担う事務イメージに、第2種空港の管理が区分されてございます。あと18年6月、全国知事会、分権型社会における広域自治体のあり方。それで広域自治体の所管事務イメージに地方空港が区分されておると。また19年、先ほどもありました分権委中間とりまとめ。ここは表現そのまま入れております。国際的・広域的・基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港は国設置・国管理、それ以外の空港は地方設置・地方管理と明確に区分すべき、という点です。それでそれぞれメリット、デメリットを右側に入れております。メリット、道州制の実現を目指す先行モデルになり得る。あと着陸料収入を道の財源とできることから、料率などを道において決定ができる。デメリット、道の財政状況や国からの財源移譲が値切られたりすると収支不足増が懸念される、あと空港管理権限の移譲による道民生活への現実的なメリットがよくわからないというのもある。

あと国の特別会計改革でございます。空港整備特会と他の特会との統合という、国の法律に基づく整理でございますが、国の行革推進法第20条第1項、道路・治水・港湾・空港整備特別会計は平成20年度までに統合する。②空港整備特会において経理されている事務・事業は、将来において、独立行政法人、その他国以外の者に行わせることについて検討するものとする。これにつきましては右側でございますが、平成20年度までの統合というのは、法律上書かれており既定路線でございます。それで、次期通常国会で空港整備法改正かとの報道もなされておる中で、知事が参画する推進本部、国の道州制特区推進本部での議論を通じて、道の考え方をそういう法案に反映できる可能性があるのではないかとという点でございます。

次に収支試算でございます。維持管理と施設整備に分けております。まず収支計算の収支バランス、収支試算をどうとらえるか。前回、17試算ということで仮定の①というのが、②もございましたが、資料が出ております。それでいくと新千歳プラス42、稚内・釧路・函館△52、あと道営でいうと3種、紋別などで13△。その中で参考といたしまして、前回提出された試算は着陸料収入など自己財源をベースにするものでございます。空整特会につきましては、国の一般会計から繰り入れが行われており、19年度予算でいうと1,628億円。これにつきましてはこの試算に含まれていないということでございます。それでこれにつきましては、広域分散型の本道における空港ネットワークというのは、道民にとって極めて重要だと。またデメリットといたしまして、とはいえ、道内空港は道外との路線が大半ではないのか、また、営業・資本収支がそもそも曖昧な中で、例えば投資規模とか計上の問題とか、そういう議論がそもそも困難ではなかろうかという点でございます。

次に一般会計繰入金金の廃止。これも先ほどの国の行革推進法20条第4項、空整特会に対する一般会計繰入金は、先ほどの特会統合の後においても、空港の整備に係る歳入及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するという点で、先ほどの一般会計繰入について、将来的な廃止の検討が法律上明記されております。それで、そうしますと、とはいえ、このまま国管理であっても、国の一般会計からの財政支援の抑制方針は既に決まっている。国管理であったとしても財政支援の抑制は決まっていると。一方で、例えば一般会計繰入を前提にしなければ、国管理空港にしても赤字の可能性が高いのではないかと言う点があるかと思われまます。

次に全国プール制。空整特会はそもそも地域バランス等を考え、空港ネットワークのため国が整備する必要からプール制を採ったということが考えられますけども、道の財政メリット、当然他府県のマイナスという面もでございます。従って国民的理解が得られる合理的理由が必要ではないかと。また近年、羽田空港の再拡張事業に重点化しております。完成すれば離着陸回数が増加しますことから、地方とか首都圏相互の利用者の利便が増大すると。これにつきましては、そもそも北海道として魅力ある地域づくりをやっておる結果として、それを反映し空港利用者が非常に増えておると。そうやって生じた収益を他の空港の赤字補填に回すというのでは、道民理解が得られないのではなかろうか。一方で他地域の負担において道が財政メリットを得ると言ったら、他府県の利用者が得られないのではなかろうかという、メリット・デメリットでございます。

あと施設整備、ハードでございますが、管理権を取得するということが即ち整備主体になるということです。前回もございましたが、空港整備費の負担、63以降、平成6年度マックス250億。17年61億で最低。アベレージで143億円です。ここのハードの経費を取れるかどうかということでございますが、当然道に国の予算要求権はございませんが、国における道州制特区推進本部の場で、知事が必要事業費はこれだけだと総理に直接直訴することが可能ではなかろうか、という点でございます。

それで最後に国有財産の移譲です。国から、空港の買い取り、買ってくれと、または借金もあるんだから借金も持ってけという主張が出たらどうしますかと、いう点につきましては、18年4月12日、政府・与党合意におきまして、事務移譲の際に当該事務の用に供している国有の財産等については、北海道において引き続き当該事務の用に供する必要があると認められる場合には、国有の財産等を北海道に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡、又は貸し付けができるということで、政府・与党合意を法制化することによって、無償譲渡などは可能ではなかろうか。一方で、本当に国が無償で譲渡してくれるかと、実現可能性が低いのではなかろうか、という点の一応メリット・デメ

リットにしております。

それですみません、資料68ページは先ほど、知事が経済財政諮問会議に出した資料で、右下に国管理空港の整備・管理が入ってございます。

次の69ページ左側、地制調。右側、全国知事会でございまして、ちょっと波線引いてますが。

それで70ページが、今年の11月16日に出了、分権改革委中間的とりまとめ。

それで、現在国におきまして、今後の空港のあり方に関する研究会、委員会が開かれておりまして、例えば静岡県の石川知事などがメンバーに入ってございます。

めくっていただきまして72ページ。

第1回空港のあり方に関する研究会。これは国交省で開かれておりますが、7月30日に第1回会合ということでございます。その時には72ページの下にあります、空港の整備及び運営に関する基本的な方針は国が示すべきではないかなど、若干そんな議論がなされたようです。

次の73ページは第2回研究会で、10月11日に開かれております。その中には、下から4つ目のポツ、新しい法制度には今後の空港のあり方についての基本的な理念を盛り込むべき。下から2つ目、伊丹空港の空港整備法上の種別の見直しは、地元の理解が得られるようよく説得すべきといったような話がなされておると。

それで次に74ページ。先ほどのすみません、20条第1項、第2項、第4項、条文をつけてございますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

それと75ページ。先ほど申しました歳入、歳出。これは円グラフで見させていただきますと、これ前回提出資料でございますが、円グラフ、歳入合計で見ると、一般会計からの受入1,628億とございます。これは上にありますとおり、純粋一般財源、国の一般財源から702億、航空機燃料税相当額926億、足して1,628と。それが、航空機燃料税の13分の11が空整特会に入るとということで、前回の資料、仮定の①、②については、この一般会計繰入について考慮されていないということでございます。

あとはすみません、前回出しました資料、試算の仮定①、空港事業費の推移をつけております。

事務局からは以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

もう時間もなくなりましたけども、これの、事務局からの説明についての疑問、あるいはもう単刀直入にこれの取り扱いについて、ご意見等々あればお出しいただきたい。あるいはご質問あればお出しいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

要は、例えば新千歳空港であれば、道内の空港の中で新千歳空港はちょっとポジションが違ふと思ひますけど、そこの議論ですか、論点は。

知事権限でもよかろうという地方空港と、そうではない国がやっぱりフォローしなければいけない空港の差はどこなのかということで、新千歳の位置づけはどうかということ、これにはないですよね。

○川城地域主権局長：

今、山本委員からお話ありました、この道内空港の、地方が持つべきなのか、それと

も広域的な大きなものは国が持つべきなのかという議論をですね、地制調や知事会でもやっておりますので、おっしゃるように最後は千歳空港の帰属ということに話は尽きるのかなというふうには思いますけど、空港全体の、地方が持つべきなのか、国が持つべきなのかという議論の中で、つまるところは千歳空港の帰属ということだと思います。

○宮田委員：

今の千歳の問題の離発着料の収入をね、道の財源にできるというところが、すごく強く言われているところですけども、前回もお話したのは、要するに今の説明を聞いても全然わからないのは、本当にそれが道民にとってメリットになるのかどうか。先ほどの修繕だとか。それとね、千歳空港にしても、道内の空港にしても、どういうふうに今後整備していくのか。それで千歳空港が北海道において、今現状こうだけでも、あれを本当にハブ化していくのか、それから24時間化、そういった物流、そういったことの中でどういうふうに考えていってこういった答申が必要だと。その中で、国の施策の中でやっていく中では、さっきは持ち出しも出てくるというふうに書かれてて、それでもいいですよ。それで、どっちがメリットがあるのかというのは、私たちにとっては切実なことですね。それで今後は、維持メンテナンスというか、整備が終わった段階での維持メンテナンスはこれはもう、どんどん地方に移譲されていって、地方でそれをやってかなきゃならない時代に入っていくと思いますけれども、その辺の戦略との兼ね合いの中でね、今目先の、目先というのかどうなのかわかりませんが、離発着料のそれが、道として財源として使えるということが、本当にメリットなのかどうかというね、いうところがちょっとわからないんですよ。そこがちょっと、私としてはちょっと、もう少し整理いただければなど。

○山本委員：

補足的に言うと、結局、前回宮田委員もおっしゃってたんですけど、空港の問題なんだけど、他の交通ネットワークとも関係するわけですね。今の話は特にそう。だから道内の中の総合交通ネットワーク議論みたいな話の中で、それぞれの地方空港がどういう位置付けにあるのか、他の交通手段とどういう関係があって、どういうコンセプトでこれから経営していくのかというような話がないと。従って、新千歳空港はこうなんだという話がないと、本当にテクニックとしては可能なんでしょうけど、それが今後5年、10年、15年、20年先に、後に残す仕事として、いいことなのかどうなのかという判断を今しなきゃいけないと思うので、そこを、ただこれは、ちょっとなかなか、運輸交通の世界ではまだ議論をし始めたところだと思うので、難しいとは思いますがね。ある種の骨格みたいなのがないと、議論ができないと思いますよね。

○井上会長：

ありがとうございました。
そのほかいかがでしょうか。

○宮田委員：

これだけあれなんですよ、すみません、自分で言っててあれですけど。だけど、知事会だとかの分権の議論の中では、そういった国の空港を地方に管理をというような議論もされてるといところも睨んでいくと、そうも言ってられないといところもあるんだと思うんですけども、ちょっと、だからその辺の情報をもう1回頭の中で整理をさせてもらえるようにしてほしいなと思います。

(川城地域主権局長～はい、わかりました。)

それと、中部とかね、関西空港とか、できあがっちゃったところはもういいんですよ。いいですよって言ったらおかしいけど、だいたいもうそれで凄い空港できちゃってね、千歳は本当にこれからどうするのかということがね、それをちゃんと、国のこういった位置づけの空港としてちゃんと整備するのもしないのか、もうしないでここで終わりなのか、だったら離着陸料をもらったほうがいいとかね。その辺のところがあれがちょっと、絵が描けない。

○五十嵐副会長：

あまり前回の繰り返しは言いたくないんですけども、結局空港の問題と、それから空港を利用してどういう戦略を描けるかという両方が必要で、地域医療の時もそうだったんですけども、これをベースにした、何と言うんでしょう、北海道にどういう影響がプラスマイナスあるのかというやっぱり、全体の絵とかストーリーというのがやっぱり必要だと思うんですね。そのために前回言ったオープンスカイもできるようになってるけれども、一方ではいろんな規制もまだあるということやら、24時間化のためにどんな規制があるかということも、1枚の中で議論していかないとちょっと難しいのかなという気がしますが、基本的には私はこれ賛成ではあるんですけども、委員会の中でちょっともう少し議論なりストーリーづくりが必要かなというふうに思いました。

○井上会長：

よろしいですか。

寒いんだここは。本当に。

今のところ、結論からいくと、継続審議という形にさせていただきたいと思います。

それで、何人かの委員の先生方もおっしゃいましたけども、地方分権の枠組みの中で、例えば知事会の動き、あるいは基本的には賛成なんだけれどもというような話があった。ただ、ここでやらなければいけないものというのは、やはり規制緩和あるいは権限の移譲、財源の移譲等々を通じて、要するに道民の皆さん方の生活というところに、どれだけ豊かさがプラスになるのかというようなところ。ですからこれは、今までの意見を集約しますと、前向きに取り組んでいくということでもいいんだろと思うんです。ただやはり、メリット・デメリットというのはそれぞれに書いてあるんですけども、全体としてじゃあどうなるのかということ。それで私たちがもし必要ならば、道民の皆さん方にとって、こういうプラスが、ネットではこういうプラスがあるんですよということを、積極的に語りかけることができるようになる必要が多分あって、ただ、全体として言えば、10年、20年の大きなグランドデザインをここで書けなんていうのは、そこまでいかにしても、やはり説得という部分については、情緒的な、感情的なというよりも、論理的な形でね、証明しなければいけないということで、これは次回には間に合わない、次回というか第2次答申には入らないかも知れませんが、課題として非常に大きい、これは地方自治法の部分、先ほど議論した部分と同じでね、ある部分は正面突破していかなきゃいけない部分もあるということなので、継続審議にさせていただきたいというふうに思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

それでですね、あと1つだけありますよね、次回、次回。

次回のやつは事務局から通知、メールか何か、今朝か昨日。

ああ、事務局で思ったのはね、これ一刻でも早く、一部でも先生達に早くまわしておいていただかないと、昨日の夜になって来て、全部目を通せというほうが酷だね。その点はやっぱり、議論を建設的にするためには、ご尽力いただきたい。私どもも努力をする。

それで次回、今日で終わって答申の議論をする予定だったんだけど、1回やっぱりプラスアルファしなきゃいけないので、12月。

それで12月の日程、7日でしたかね。12月の7日金曜日ですね。それで当初の案は1時半ということにしていたのですが、そうですね。それをですね、欠席の固まっている方おられるんだけど、時間を何とかすれば出てこれるということで、これ佐藤先生だったと思うんだ。それでですね、1時半の予定を1時に繰り上げて、1時。

順調にいけばもうこれ答申案が出てきて、それをあれするだけですから、そんなに時間はかからないで済めばいいなという期待は持ってますので、1時ということにさせてください。よろしゅうございますか。

(各委員発言なし。)

それでいきたいと思います。

それでその他、事務局から何かあればお願いいたします。

(田中地域主権局参事～ございません。)

なければ今日はもうこれで終了ということにさせていただきたいと思います。

どうもお疲れ様でした。

ご苦労様でした。